



* 0031173000 *

0031173-000

特207-749

表式例解稅務便覽

船田勇・著

森山書店

昭和6


AEB

この著作物は、著作権者不明のため
第67条の規定に基づき、平成1
付けで文化庁長官の裁定を受け使

340

4

解例式表
覽便務稅
著勇田船



特207
749



例表
解式

船

田

勇
著

稅
務
便
覽

東京
森山
書店
刊



自序

會社は毎期の決算が確定すれば、利益のあるなしに拘らず所得に關する申告書を稅務署へ提出せねばならぬ。それで若し損失でない限りは「所得稅」と「營業收益稅」とが課せられる。又個人にしても給料、賞與、恩給等の所得が一定額に達すれば、同じく稅務署へ其の所得を申告する義務があつて、これにも亦「所得稅」が課せられ、若し商人であれば其の外に「營業收益稅」をも課せられるといふ譯である。

更に公債、社債、銀行預金等の利子を受取る場合には、其の際「第二種所得稅」と「資本利子稅」とを天引き課稅せられ、又日常の生活必需品である織物や砂糖或は麥酒や酒を買ひ求め、亦其の代金中には夫々消費稅が含まれて居り、芝居や活動を見ても、麻雀を求めても、或は受取書を書いても亦夫々の「稅」を負擔せねばならず、尙ほ此の外にも「地租」や「家屋稅」や「登録稅」等各場合に應じて種々の稅が設けられてある。

右のやうに「税」はこれを納める場合に應じて、それが直接税であり、間接税であり、又國税であり地方税であるといふ違ひはあるが、要するに吾々人生から寸時も離るゝことの無いものであるといふ事がわかる。

抑も國家や市町村が、其の大きな世帯内に住む人々の幸福を増進し、其の安寧を保持するが爲めには種々の施設を必要とし、從て之れには莫大の費用を要する、のである。此の巨額の費用は何處より求むるかといふに、畢竟その世帯内に居る人々が各自の分に應じて之を負擔せねばならぬもので、これが即ち各種の「税」である。

今参考の爲に昭和五年度の國庫歳入歳出現計（昭和六年四月末日）を見るに、經常收入の中租税收入が六割八分（印紙税を除く）を占めて居る。而して租税收入中最高位を占めて居るものが「所得税」で、その二割二分に當り其の次が「酒税」「關稅」「砂糖消費税」「地租」の順序となり、第六番目が「營業收益税」で六分三厘に當るのである。

「日本臣民は法律の定むる所に從ひ納税の義務を有す」とは帝國憲法の規定する所であつて、納

税が吾々國民の一大義務であることは實に明白なる事柄である。從て納税の義務ある者が徒に不正の方法を以て之を免れんとするは、國民として誠に恥づべき事で、宜しく正しき方法により正しき税金を納むることを心懸けねばならぬものである。

そこで國民は「税」といふものが何を標準として計算せられ、如何様にして徴收されるかといふつまり「税の組立及び取扱」を十分に了解する必要が起つて来る。此の小冊子は此等の要求に應ぜん爲めに、吾々にとつて最も密接の關係ありと思はるゝ税の中、差當り「所得税」「營業收益税」「資本利子税」及「印紙税」等に就き最も見易い様な一覽表を工夫考案して、所得を計算する方法や税金を算出する順序や、又其の附帶手續等の大體に就き説明しやうと試みたのである。

惟ふにこの様な事業は余の如き者の到底企て及ぶべきものでない事は具に承知して居るが日頃税務便覽式の物が是非欲しいと思つて居た矢先に、知人の切なる薦めがあつたので、思ひ切つてやつて見る氣持になつたのである。所が準備にとりかゝつて見ると十分の餘暇がなく加之内容を一覽表式にした關係上原稿の作成並に印刷上に思はぬ手數と時間とを要し、結局重要事項の脱漏

や配列順序の顛倒等總ての點に於て杜撰此上もないものが出来て了つた。この様な不完全な物を公にする事は洵に慚愧に堪えぬ所であるが、然し渺たる此の小冊子が幾分なりとも之が利用者にとつて裨益する所あらば、著者の満足は此上もない。何れ、訂正増補の機もあらうと思ふ。仍て大方識者の御懇篤なる御垂教を偏に希ふ次第である。

昭和六年六月

著者識す

凡例

- 一、本書は第五十九帝國議會、昭和五年—六年、を通過し改正法律として公布せられたもの、或は勅令として公布せられたもの、又は省令として公表せられたものに基いて執筆した。
- 二、「重要輸出品工業組合法」は「工業組合法」と改正せられたが、施行期日未發表のため、舊法名を掲げて置いた。(六月廿六日勅令百五十二號を以て昭和六年七月一日より施行すと公布ありたり)
- 三、本書は主として納税者側より見て必要と思はるゝ事項の概要を記載したものであるが、表式となしたる爲め、自然説明の不十分となりたる點と、挿入すべき事項にして挿入し得ざりし事とは大に寛恕を乞ふ處である。
- 四、頁數も豫定を超過したる爲乍遺憾關係條文中特別法のみを掲げた。
- 五、索引は極めて不十分である、目次と併せて利用せられたい。
- 六、本書の所々に左の如き參照法規名を略記して置いた。

略語	法規名
所	所得稅法
所施規	所得稅法施行規則
所施細	所得稅法施行細則
施行ニ關スル件	所得稅法ノ施行ニ關スル件
營	營業收益稅法

略語	法規名
營施規	營業收益稅法施行規則
營附則	營業收益稅法附則
營施規附則	營業收益稅法施行規則附則
資利	資本利子稅法
資利施細	資本利子稅法施行細則

表式 稅務便覽 內容

索引 目次

○所得稅	頁 一—八三
○營業收益稅	八三—一一〇
○資本利子稅	一一一—一二二
○印紙稅	一二三—一二八
○内地及特殊地域に於ける主要稅法並に其の課稅關係概要	一二九—一四〇
○地方稅	一四一—一五九
○補遺	一六〇—一六一
○附錄	一六二—二三八

表式 稅務便覽 目次

□所得稅總覽	說明番號	頁
○稅法施行地と施行せざる地	一	一
○納稅義務者	一	一
○納稅義務なき者	一—二—三	一—三
□所得稅		
○第一種(法人)所得稅	四	四
○總普通所得	四	四
○損益問題若干	二	四
額面超過額	三	六
合併差益	四	七
合併差益課否區分方法	五	八

減資差益	六	二
固定資産の減價償却	七	二
堪久年數に對する減價償却歩合表	八	四
固定資産減價償却歩合表	九	五
準備金(引當金)	一〇	八
○課稅普通所得—計算法	一一	九
○超過所得—計算法・事業年度・資本金額	一二	一〇
○清算所得—計算法	一三	一〇
解散の場合	一四	一〇
合併の場合	一五	一〇

- 同族會社の加算税……………一五……二六
- 計算例……………一六……二七
- 法人所得の申告……………一七……二八
- 第二種所得税控除額計算法……………一八……三〇
- 貸付信託利益に對する第二種所得税控除法……………一九……三一
- 控除及免税申請……………二〇……三二
- 調書の提出
 - 支拂調書—注意事項……………二一……三三
 - 異動調書……………二二……三四
 - 信託計算書……………二三……三五
- 調書提出に對する交付金請求……………二四……三五
- 所得税額計算法
 - 端數金額取扱法……………二六……二七
 - 普通所得税—計算例……………二七……二八

- 超過所得税—計算例……………二九……四〇
- 清算所得税—計算例・注意事項……………三一……四二
- 第一種所得税の納税者……………三二……四三
- 第一種所得税に對する時効……………三三……四四
- 第一種所得金額の決定—決定通知書……………三六……四六
- 所得金額決定に對する異議申立
 - 注意事項……………三八……四八
- 第一種所得税納税地……………四〇……四九
- 第一種所得税の納期……………四一……五〇
- 罰則……………四二……五一
- 第二種所得税……………四三……五二
- 税法施行地と施行せざる地……………四三……五三
- 所得の種類と納税義務者……………四四……五三

- 納税義務なき者……………四三……四六
- 課税所得・非課税所得と税率……………四七……五〇
- 税金の徴收と納付……………四八……五一
- 過誤納税金の下戻請求……………四九……五二
- 公債社債募集調書提出……………五〇……五二
- 第二種所得税免除請求書—書式……………五一……五九
- 税額計算法—計算例……………五二……六〇
- 第一種所得税より第二種所得税控除方法……………五三……六三
- 第三種(個人)所得税……………五三……六三
- 所得の種類と計算法……………五五……六三
- 必要経費と必要経費に非ざるもの差……………五五……六三
- 所得計算上注意事項……………五七……六三
- 非課税所得……………五八……六三

- 諸控除金
 - 勤勞所得……………五九……六六
 - 家族扶養費……………六〇……六九
 - 生命保険料……………六一……七〇
 - 郵便年金の掛込金……………六二……七〇
 - 申告及申請……………六三……七一
 - 税率・税額—所得百圓當り税額……………六四……七三
 - 第三種所得税額速算表……………六五……七四
 - 同居家族の勤勞所得控除額按分法……………六六……七五
 - 同居家族の所得税按分法……………六七……七六
 - 山林所得ある場合となき場合の税額計算法……………六八……七六
 - 所得減損更訂の請求……………六九……七六
 - 調書提出・同提出者への交付金……………七〇……七九

- 異議申立……………七九
- 罰則……………七九
- 所得金額決定方法……………七〇
- 納税期……………七一
- 所得金額決定通知書……………七二
- 納税地……………七三
- 營業收益税總覽……………八三
- 税法施行地と施行せざる地……………八三
- 納税義務者……………八三
- 納税義務なき者……………八四
- 營業收益税……………八五
- 法人營業收益税……………八五
- 總純益計算法……………八五
- 課税純益—非課税純益……………八六

- 純益より控除せざるもの……………八〇
- 非課税純益區分方法……………八一
- 純益の申告……………八二
- 地租額の控除方法……………八三
- 資本利子税額の控除方法……………八四
- 貸付信託利益に對する資本利子税控除方法……………八五
- 控除及免税申請……………八六
- 税額計算法—計算例……………八五
- 端數金額取扱法……………八八
- 税率の改正……………九〇
- 税金の免除……………九一
- 純益決定に對する異議申立……………九二
- 帳簿物件の検査と検査章……………九三
- 罰則……………九四

- 個人營業收益税……………一〇一
- 課税營業と非課税營業……………一〇一
- 不課税純益と免税純益……………一〇二
- 製鐵業純益免税期間の延長……………一〇三
- 純益計算……………一〇三
- 必要経費と必要経費に非ざるもの……………一〇四
- 純益の申告……………一〇五
- 營業收益税より地租額控除方法……………一〇五
- 控除及免税申請……………一〇六
- 税額計算法……………一〇七
- 税率の改正……………一〇八
- 改正税率と舊税率による税額比較……………一〇八

- 減損更訂請求……………一〇五
- 税金の納付猶豫……………一〇六
- 異議申立……………一〇七
- 罰則……………一〇八
- 資本利子税……………一一〇
- 税法施行地と施行せざる地……………一一〇
- 納税義務者……………一一一
- 納税義務なき者……………一一三
- 課税利子・非課税利子と税率……………一一三
- 乙種資本利子……………一一四
- 税額計算法—計算例……………一一五
- 税金の徴収と納付……………一一八

- 過誤納税金の下戻請求……………二九…二八
- 税金免除請求……………三〇…二八
- 資本金子税は營業收益税より控除す……………一一…二九
- 乙種資本金子決定異議申立……………二三…三〇
- 罰則……………二三…三三
- 印紙税……………二三…三三
- 納税義務者……………二四…三三
- 納税方法……………二五…三三
- 證書・帳簿と印紙貼用有効期間……………二六…三三
- 印紙を貼付すべき證書・帳簿……………二七…三三
- 印紙貼付の必要なき證書・帳簿……………二八…三四
- 證書面金額記載なき場合……………二九…三五

- 證書面記載金額外國貨幣の場合……………三〇…三六
- 印紙の消印方法……………三一…三六
- 證書・帳簿の検査……………三二…三六
- 副受取書と印紙の貼付……………三三…三六
- 假受取書と印紙の貼付……………三四…三六
- 物品の受取書と印紙の貼付……………三五…三七
- 受取書に印紙貼付の要なく通帳に必要ある場合……………三六…三七
- 集金郵便と印紙の貼付……………三七…三七
- 脱税犯と時効起算點……………三八…三七
- 罰則……………三九…三九
- 證書の作成者及名義人と處罰……………四〇…三九

- 内地及特殊地域に於ける主要税法並に其の課税關係概要……………一元
- (一)内地及特殊地域に於ける主要税法關係一覽……………二四…一元
- (二)朝鮮に施行せらるゝ税法の概要……………二四…二二
- (三)臺灣に施行せらるゝ税法の概要……………二四…二二
- (四)樺太に施行せらるゝ税法の概要……………二四…二二
- (五)關東州に施行せらるゝ税法の概要……………二四…二五
- (六)内地と朝鮮臺灣樺太及關東州とに於ける所得の課税關係……………二六…一元

- 地方税總覽……………二二
- 府縣税……………二七…二四
- 市町村税……………二八…二四
- 地方税……………二九…二四
- 所得税附加税……………三〇…二四
- 營業收益税附加税……………三一…二五
- 法人所得税及營業收益税に對する附加税率適用に就て……………三二…二五
- 所得税附加税賦課標準區分届……………三三…二五
- 營業收益税附加税賦課標準區分届……………三四…二五
- 附加税計算法—端數金額取扱法……………三五…二五
- 東京市内居住者に對する府税及市税賦課率例……………三六…二六

- 附加税計算例……………一五八…一五九
- 營業税……………一五〇
- 納税義務者……………一五〇
- 納義務なき者……………一五一
- 不課税營業・不課税純益……………一五一
- 課税標準……………一五二
- 賦課額……………一五三
- 市が營業税を賦課する場合……………一五三
- 營業税の賦課方法……………一五三
- 營業税賦課率……………一五四
- 營業税附加税……………一五四
- 賦課率……………一五四
- 家屋税……………一五五
- 納税義務者……………一五六…一五五

- 家屋の範圍……………一五七…一五五
- 課税せざる事を得る家屋……………一五八…一五五
- 課税せざる事を得る家屋の範圍……………一五九…一五五
- 課税標準……………一七〇…一五五
- 賃貸價格の算定方法……………一七一…一五五
- 賃貸價格の決定……………一七二…一五五
- 家屋税の賦課方法……………一七三…一五五
- 賦課額を變更せざる場合……………一七四…一五五
- 家屋税賦課率(本税・附加税)……………一七五…一五五
- 市が家屋税を賦課する場合……………一七六…一五五
- 地方税賦課に對する異議申立……………一七七…一五五
- 補遺……………一七八…一五五

- 營業收益税納期……………一六〇…一六〇
- 所得税金の徴收猶豫……………一六一…一六〇
- 合名會社々員の退社と出資金……………一六二…一六〇
- 老幼者控除年齢早見表……………一六三…一六二
- 附 録……………一六三
- 個人營業の場合と會社營業の場合との税金比較問題……………一六三
- 書 式……………一六三
- 一 第一種所得金額及營業純益金額申告書……………一六三
- 二 第二種所得税額及地租並資本利子税額控除申請書……………一六四
- 三 課税所得計算書……………一六五
- 四 課税純益計算書……………一六六

- 五 非課税所得計算書……………一六七
- 六 總資本金額計算書……………一六八
- 七 第二種所得税及地租並資本利子税控除申請額明細書……………一九九
- 八 公債社債又ハ産業債券ニ對スル税額計算内譯……………二〇〇
- 九 地租額ノ計算内譯……………二〇一
- 十 第三種所得金額申告書……………二〇二
- 十一 扶養家族ニ對スル控除申請書……………二〇三
- 十二 生命保険料ノ控除申請書……………二〇三
- 十三 所得、資本利子金額ノ内譯……………二〇四
- 十四 個人營業純益金額申告書……………二〇五
- 十五 地租控除申請書……………二〇五
- 十六 第一種所得金額審査請求書……………二〇六

十七 個人所得金額審査請求書…………… 三〇七

十八 個人營業純益金額審査請求書…………… 三〇八

十九 個人所得金額減損更正請求書…………… 三〇九

二十 所得計算書(附屬書類)…………… 三二〇

廿一 個人營業純益金額減損更正請求書…………… 三二一

…………… 三二一

廿二 個人所得稅納稅地變更届…………… 三二二

廿三 納稅管理人設定届…………… 三二三

廿四 訴願書…………… 三二四

廿五 行政訴訟狀…………… 三二五

◎参照條文

○國庫出納金端數計算法…………… 三二六

○國庫出納金端數計算法第二條ニ依リ課稅標準額計算上圓位未滿ノ端數ヲ切捨…………… 三二六

ツベキ國稅指定…………… 三二六

○軍事救護法…………… 三二七

○保險業法…………… 三二八

○鑛業法…………… 三二八

○國債ノ利子ニ所得稅ヲ課セザル件…………… 三二八

○國庫證券貯蓄債券ノ利子所得稅免除ノ件…………… 三二九

○復興貯蓄債券法…………… 三二九

○外國船舶ノ所得稅營業收益稅免除ニ關スル件…………… 三二九

○住宅組合法…………… 三二九

○海外移住組合法…………… 三三〇

○産業組合法…………… 三三〇

○産業組合中央金庫法…………… 三三〇

○漁業法…………… 三三〇

○農業倉庫業法…………… 三三〇

○家畜保險法…………… 三三一

○貯蓄銀行法…………… 三三一

○輸出組合法…………… 三三一

○重要輸出品工業組合法(工業組合法)…………… 三三一

○製鐵業獎勵法…………… 三三三

○製鐵業獎勵法施行令…………… 三三三

○取引所稅法…………… 三三四

○都市計畫法…………… 三三四

○地方稅制限ニ關スル件…………… 三三五

○會計法…………… 三三六

○訴願法…………… 三三六

○行政裁判法…………… 三三七

○民法…………… 三三八

索引

罰則	頁
所得税	五一
營業收益税	一〇〇
資本利子税	一一一
印紙税	一二八
C	
地租額の控除方法	八九・一〇五・一一九
貯蓄債券の利子	一九・五五・六七・八七・一一三
超過所得	二〇
" 税	四〇・四一
D	
朝鮮に施行せらるゝ主要税法	一三一

第一種所得税額より控除し得べき第二種所得税控除額計算法	三〇
" 第一種所得額より第二種所得税額控除方法	六二
" 第二種所得税額計算法	六〇
" 免除請求(書式)	五九
" 納税義務者	五二
" なき者	五三・五四
" 第三種所得の種類	六三・六四
" 税計算法	六三・六四
" 上注意事項	六六
" 同居家族の所得	六六・六九・七五・七六
E	
營業收益税法三條・四條	八五
" 施行規則二條	九〇
" 四條	九三

普通所得	四・一九
扶助料	六七
營業稅(府縣稅)	一五〇
營業純益	八五
營業收益稅附加稅	一四五
營業稅(府縣稅)	一五〇
より控除せざるもの	八七
より控除し得べき控除額	八四
計算法(法人)	八九・九一
計算法(個人)	一〇五
控除方法(法人)	九六・一一九
控除方法(個人)	一〇七
施行地と施行せざる地	八三
納稅義務者	八三
義務なき者	八四
普通所得稅	三八・三九
不具癡疾者	六九
不課稅純益(法人)	八六
不課稅純益(個人)	一〇二
營業(府縣稅)	一一九
營業(同)	一一五
府縣稅	一四一
復興貯蓄債券の利子	一九・五五・六七・六八・一一三
附加稅	一四三・一四四
營業收益稅	一四五
營業稅	一五四
家屋稅	一五八
附加稅計算例	一四九
區分(屑書)	一四六

附加稅率適用に就て注意	一四六
外國會社	四・三八・四九
外國船舶純益	八六
所得	一九
額面超過額	六
合併	二九・四二・八五
差益	五・七
課否區分方法	八
銀行預金の利子	三〇・五五・五六・六〇・六三・六七・七一・九一・一一一・一一三・一一七
偶發債務積立金	一八
減價償却	一一一・一七・六五
減資差益	五・一一
減損更訂(所得)	六九・七九
減損更訂(純益)	一〇九
合名及合資會社	五・二〇・一六〇
端數金額取扱法	三七
第一種所得稅	三〇
第二種所得稅	六〇
營業收益稅	九五・一〇七
資本利子稅	一一五
附加稅	一四八
當	五二・五五・六三・六六・七五
(無記名株式の)	六三
非營業貸金の利子	六三・七一・一一三・一一四
預金の利子	七・一一三・一一四
非課稅營業(營業收益稅)	一〇一

非課税所得	第一種	一九
	第二種	五五
	第三種	六七
純益	法人	八六
	個人	一〇二
〃 〃 区分方法		八七
〃 〃 利子		一一三
非勤勞所得		六八
引當金		一八
必要経費	個人所得計算上	六五
	〃 純益	一〇四
〃 〃 に非ざるもの	〃 右同	六五
〃 〃		一〇四
保険株式會社		四
保険料		七〇・七一

I	異動調書	三四
	異議申立	
	所特決定に對し	四八
	純益決定に對し	九八・一一〇
	減損要訂に對し	一一〇
	乙種資本利子決定に對し	一二〇
	附加税賦課に對し	一五九
	異議申立注意事項	四九
	印紙税	目次六頁参照
J	事業年度	二〇
	時効	四一
	第一種所得税	四五
	印紙税	一二七
	準備金	一八

純益の申告	法人	八八
	個人	一〇五
〃 〃 計算法	法人	八五・八六
	個人	一〇三
重要物産製造業の所得		一九・三二・六七・七一
〃 〃 純益		八六・九四・一〇二
K	株式會社	二〇
株式金額		二〇・二一・二四・二五・二五
解散		二〇・二九・四二・八五
家事的費用		六五
家屋税		一五五
家族扶養費		六九
加算税		二六・二七
貸地の所得		六四

貸家の所得		六四
貸倒引當金		一八
掛倒金		一〇四
貸付信託の利益		三〇・三一・五五・九一・一一三
課税營業		八三
〃 (府縣税)		一五〇
〃 普通所得		一九
〃 純益		八六
〃 利子	第二種所得	五五
	資本利子	一一三
關東州に施行せらるゝ税法		一三七
樺太に		一三五
寄附金(同族會社支出の)		五
勤勞所得		六八
〃 控除額按分法(同居家族の)		七五

給料	個人の	六四
繰越益金	〔勞務出資者の〕	四五
損金	〃	四
研究費引當金	〃	一八
検査	〃	七九・一〇〇・一一〇・一二六
検査章	〃	九九
建設利息	〃	四
交附金(調書提出者へ)	〃	三六
交際費	〃	五
鑛業の純益	〃	八六
公債の利子	〃	三〇・五五・五六・六〇・六三・九一・一一一・一一三・一一五
國債の利子	〃	一九・六七・八七・一一五
控除・控除申請	〃	

非課税所得	〃	一九・五五・六七
純益	〃	八六・一〇二
第二種所得税	〃	三〇・三一
第一種所得税より第二種所得税控除	〃	三一
地租	〃	八九・九三・一〇五・一一九
營業收益税より地租資本利子税控除	〃	九一・九三・一〇五・一一九
勤勞所得	〃	六八
家族扶養費	〃	六九・七一
生命保険料	〃	七〇・七一
郵便年金掛込金	〃	七〇
免税期間の延長(製鐵業所得純益)	〃	一〇三
純益	〃	八六・一〇二
所得	〃	一九

免税・同申請	〃	
重要物産製造業所得	〃	三二・七一
純益	〃	九四・一〇六
製鐵業所得	〃	三二・七一
純益	〃	九四・一〇六
植民地免税事業所得	〃	三二・七一
N	〃	
内國會社	〃	四九・五二
日給	〃	六四
年金引當金	〃	一八
年齢計算法	〃	一六一
納税地	〃	四九・八二
納税引當金	〃	一八
者	〃	四四
期	〃	四四

第一種所得税	〃	五〇
第二種	〃	五六
第三種	〃	八一
資本利子税	〃	一七
營業收益税	〃	一六〇
義務者	〃	
(〃義務なき者)	〃	
第一種所得税	〃	一・(I)(II)(III)
第二種	〃	五二・(五三)(五四)
第三種	〃	一・(II)
營業收益税	〃	八三・(八四)
資本利子税	〃	一一一・一一二
印紙税	〃	一二二
營業税	〃	一五〇・(五一)
家屋税	〃	一五五

恩給	六四・六七
乙種資本利子税	一一四・一二〇
R	
老幼者控除年齢早見表	一六一
S	
債務免除益	五
最低課税額	
所得税	三八・六〇・七二
營業收益税	九六・一〇七
資本利子税	一一五・一一六
産業債券の利子	三〇・五五・五六・六〇
山林所得	九一・一一一・一一三・一一五
山林所得	六三・六五・七五・七八・七九
資本金額	二〇・二二・二三

// 計算法	二二
// 利子	一一一・一一二・一一四
// 税法	一一二
六條	九二
// 施行地と施行せざる地	一一一
// 計算法	一一五
// 控除方法	九一・九二・一一九
// 額計算法	一一九
// 免除請求	一一八
出資金	二〇・二二・二五・一六〇
私財提供(重役・株主)	五
修繕費引当金	一八
審査	四九
// 請求	四八・九八・一一〇・一二〇
支拂調書	三三・三四

信託計算書	三五・三六
市町村税	一四二
庶業	六四・六六
賞與	五・五二・五五・六三・七九
申告・申請	
所得	二八・七一
純益	八八・一〇五
乙種資本利子	七一
重要物産製造業所得	三二・七一
// 純益	九四・一〇六
製鐵業所得	三二・七一
// 純益	九四・一〇六
植民地免稅事業所得	三二・七一
(其他は「控除申請」の項を見よ)	
植民地免稅事業所得	一九・三二・七一

// 純益	八六
社債の利子	三〇・五五・五六・五七・五八・六〇
九一・一一一・一一三・一一五	
十二條	四四
二十條	七二
二十一條	三八・四〇
二十一條ノ二	二六
二十三條	七六・七七
五十五條	五八
六十七條	四四・五〇・八一
六十九條	四四
// 施行規則、二十三條	三六
// 施行細則、三條	五七
// 金額決定方法	四六・八〇
// 通知書	四七・八二

所得計算法	總普通所得	四・一九
課税	超過	一九
清算	第三種	二四・二五
稅額按分法(同居家族の)	附加稅	七六・七七
稅額速算表	稅法施行地と施行せざる地	一・五二
納稅義務者	納稅義務者	一・五二
納稅義務者	納稅義務者	二・三・五三
清算所得	稅	二四・二五
稅	稅	二九・四一・四二・四四・五〇
計算上注意事項	製鐵業所得	四三
製鐵業所得	製鐵業所得	一九・三二・六七・七一
純益	純益	八六・九四・一〇二・一〇六
總普通所得	總普通所得	四
總純益	總純益	八五
相互保險會社	相互保險會社	四・二〇
相續	相續	六六・一〇三・一〇九・一一四
訴訟	訴訟	四八・四九・九八・一二〇・一五九
訴訟	訴訟	四八・四九・九八・一二〇・一五九
田畑の所得	田畑の所得	六四
退隱料	退隱料	六四・六七
退職給與引當金	退職給與引當金	一八
積立金	積立金	五・七八・二〇・二六・二七・四二・四三
郵便貯金の利子	郵便貯金の利子	六七
郵便年金掛込金	郵便年金掛込金	七〇

預金切捨額	預金切捨額	五
殘餘財産	殘餘財産	二四・二九・四四・四七
税金の免除	税金の免除	九七
徴收猶豫	徴收猶豫	〇一九・一六〇
加算稅(同族會社)	加算稅(同族會社)	二七
第一種所得稅	普通	三九
第一種所得稅	超過	四一
第二種	第二種	六〇
第三種	第三種	七六・七七・七八
營業收益稅	營業收益稅	九六・一〇七
資本利子稅	資本利子稅	一一五・一一六
營業稅	營業稅	一五三
家屋稅	家屋稅	一五七
稅率の改正	營業收益稅	九七・一〇八
營業稅附加稅	營業稅附加稅	一五四
家屋稅(本稅)	家屋稅(本稅)	一五八
第一種所得稅	普通	三八
第一種所得稅	超過	四〇
第二種	第二種	四一
第三種	第三種	五五
營業收益稅	營業收益稅	七二
資本利子稅	資本利子稅	九六
印紙稅	印紙稅	一一三・一一六
所得稅附加稅	所得稅附加稅	一二三・一二四
營業收益稅附加稅	營業收益稅附加稅	一四三
營業稅(本稅・附加稅)	營業稅(本稅・附加稅)	一四五
家屋稅(同右)	家屋稅(同右)	一五四
東京市所得稅收益稅附加稅	東京市所得稅收益稅附加稅	一五八
東京市所得稅收益稅附加稅	東京市所得稅收益稅附加稅	一四八・一四九

例表
解式
稅務
便覽

所得稅總覽

船田 勇 著

稅 得 所

納稅者	納稅	稅所法得	
		施行地	施行せざる地
個人	法人	日本内地(小笠原島・伊豆七島を除く)	朝鮮、臺灣、關東州、樺太、小笠原島、伊豆七島
税法施行地に住所を有せずして資産・營業を有する者	税法施行地に住所(本店・主たる事務所)を有する法人		
税法施行地に住所・一年以上居所を有する者	税法施行地に住所を有せずして資産・營業を有する法人		

納 税 義 務 な き 者

個人	法人
<p>(1) 天皇 (2) 皇族 (3) 外國の君主又は大統領及其の家族 (4) 帝國に派遣せられたる外國の大使公使及附屬外交官 (5) 外交官に非ざる大公使館員領事及領事廳附屬吏員 (6) 所得金額千二百圓未滿の者</p>	<p>(1) 北海道 府縣 市町村 (2) 神社 寺院 祠宇 佛堂 (所十七條) (3) 民法第三十四條による法人 (同上) (4) 府縣組合 其他合計二十六種 (所施規一二條參照) (内譯3頁) (5) 朝鮮、臺灣、關東州、樺太の公共團體にて其地の法令により所得税を課せられざるもの (同上) (6) 産業組合 同聯合會 同中央會 (7) 産業組合中央金庫 (8) 漁業組合 同聯合會 (9) 農業倉庫業者 (10) 家畜保險組合 (11) 輸出組合 (12) 重要輸出品工業組合 同聯合會 (13) 住宅組合 (14) 海外移住組合 同聯合會 (15) 朝鮮、臺灣、關東州、樺太に本店・主たる事務所を有する法人 (施行に關する法律二條)</p>

一 納税義務なき者 (二頁法人の(4)内譯)

- 一、府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區及部、北海道地方費、市町村學校組合、町村學校組合、學區、水利組合、水利組合聯合會、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、北海道土功組合、重要物産同業組合、重要物産同業組合聯合會、森林組合、酒造組合、酒造組合聯合會、水産組合、水産組合聯合會、外國領海水産組合、外國領海水産組合聯合會、畜産組合、畜産組合聯合會、農會、商業會議所
- 二、右ノ公共團體ニ準スヘキモノ (所施規十二條)

第一種(法人)所得税

所得名	会社の種類	計	算	法
總	一、保險會社以外の會社	(イ)各事業年度の總益金より總損金を控除した金額		
普	二、保險株式會社	(ロ) "	利益金	
通	三、相互保險會社	(ハ) "	剩餘金	
得所	四、外國會社	(ニ)税法施行地に於ける資産・營業に付(イ)に準じて計算した金額		

二 損益問題若干

1. 建設利息……利益金中より充當したと認めらるゝ場合損金と認めず
2. 前事業年度よりの繰越益金………利益金より除外
3. 同 繰越缺損金………損金に計上するも損金と認めず、但し左記の利益を以て補填に充當したる部分のみ損金と認める。

4. 右の「提供財産・債務免除額・預金切捨額」・減資差益……繰越缺損金の補填に充當した部分の金額は益金に算入せず。
5. 合併差益中被合併會社の積立金より成ると認めらるゝ金額は益金に算入せず
6. 合名合資兩會社の勞務出資者に支拂ふ給料(報酬)は損金にあらず。
7. 同族會社の寄附金……株主社員其他特殊關係者の全部又は一部に於ても同一事項に付相當の寄附を爲したる事實其他之に類する反證ある場合に限り損金と認める。
8. 役員賞與………損金に非ず但實質上明かに俸給と認めらるゝ場合は損金。
9. 使用人賞與………普通損金と認める。
10. 交際費………利益處分のもの損金と認めない、但し明かに會社の負擔すべき經費なる時損金と認める。

(イ)重役の私財提供又は債務免除に因る利益
(ロ)株主の "

(ハ)銀行に於ては右の外預金切捨に因る "

(ニ)一般債權者の債務免除に因る利益(同族會社にして弊害を伴ふと認めらるゝ場合は此限に在らず)

三 額面超過額

取扱法		益金に計上すべき事業年度
株式募集の際、会社が額面以上の価格を以て應募せしめたる場合、其の額面超過額（即ちプレミアム）は總普通所得計算上、益金として取扱ふ	原則	株式引受に關し其の確定したる日の屬する事業年度分の益金に計上するものとす
	例外	若し会社が右の如く計上せずして、實際拂込まれたる日の屬する事業年度分に計上したる時と雖も、是認せらるゝものとす
【備考】「益金と見るか否かに就ては度々行政訴訟となつた問題である。」		

四 合併差益

益金に算入せざる金額	差益中積立金と其他金額との區分方法
合併差益中被合併会社の積立金より成ると明瞭に認めらるゝ金額	<p>(イ) 合併会社の承継資産價額と被合併会社の合併當時に於ける純資産價額と同一なる時……被合併会社の積立金より成ると認む（課税なし）</p> <p>(ロ) 合併会社の承継資産價額が被合併会社の合併當時に於ける純資産價額を超過する時……被合併会社の秘密留保金より成ると認む（課税）</p> <p>(ハ) 合併会社が承継資産價額を被合併会社の合併當時に於ける純資産價額以下にて受入れたる時……其の差額は被合併会社の積立金減少と認む</p> <p>(ニ) 被合併会社が合併の當時積立金・缺損金を併有する時</p> <p>(1) 積立金大なれば相殺して、残額を積立金と認む</p> <p>(2) 缺損金大なれば積立金なしと認む</p>

五 合併差益課否区分方法

被合併會社の合併當時に於ける純資産價額		合併會社の交付資本金及合併差益額		合併差益の課否区分	
拂込資本金	積立金	交付資本金	合併差益	積立金より成る部分(不課税)	その他の部分(課税)
二百萬圓	四十萬圓	二百萬圓	四十萬圓	二百萬圓	六十萬圓
合計	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
資産價額	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
拂込資本金	積立金	交付資本金	合併差益	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
二百萬圓	四十萬圓	二百萬圓	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
合計	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
資産價額	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
二百四十萬圓	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
二百四十萬圓	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)

被合併會社の合併當時に於ける純資産價額		合併會社の交付資本金及合併差益額		合併差益の課否区分	
拂込資本金	積立金	交付資本金	合併差益	積立金より成る部分(不課税)	その他の部分(課税)
二百萬圓	四十萬圓	二百萬圓	四十萬圓	二百萬圓	六十萬圓
合計	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
資産價額	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
拂込資本金	積立金	交付資本金	合併差益	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
二百萬圓	四十萬圓	二百萬圓	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
合計	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
資産價額	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
二百四十萬圓	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)
二百四十萬圓	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	積立金より成る部分(不課税)

拂込 資本 金	二百萬圓	交付 資本 金	二百萬圓	秘密留保金より 成る部分(課税)	二十萬圓
積立 金	四十萬圓	承繼 資産 價額	二百四十萬圓		
欠損 金	二十萬圓				
合 計	二百二十萬圓	合 併 差 益	四十萬圓	積立金より成る 部分(不課税)	二十萬圓
資 産 價 額	二百二十萬圓				
拂込 資本 金	二百萬圓	交 付 資 本 金	百六十萬圓	秘密留保金より 成る部分(課税)	八十萬圓
積立 金	四十萬圓	承 繼 資 産 價 額	二百六十萬圓		
欠損 金	六十萬圓				
合 計	百八十萬圓	合 併 差 益	百萬圓	資本金より成る 部分(課税)	二十萬圓
資 産 價 額	百八十萬圓				

六 減資差益

減資差益の生ずる場合	差 益 額	差益中益金額に計上せざる金額
一、無償減資	減少資本全額	減資差益中繰越
二、有償減資	減少資本額の拂戻 資産額を超過する金額	欠損金の補填に充當したる金額

〔備考〕 (一) 減資差益と營業利益との二つを以て繰越欠損の補填を爲した場合は、第一に減資差益を以て之れを爲し、第二に營業利益を以て之れを行ひたるものとして取扱ふ

(二) 繰越欠損金とは整理科目の如何を問はず、所得計算をなす場合の實質上のものを指す

七 固定資産の減償償却

- | 意 義 | 性 質 | 取 扱 法 |
|---|-----|-------|
| 一、固定資産の使用及び歳月の経過に伴ふ物理的效用の減耗償額を見積り當該資産額より控除すべきものにして損金である | | |
| 二、營業利益の有無に不拘毎事業年度の總損金中に計上すべきもの | | |
| 三、毎事業年度の總損金中に計上すると計上せざるとは會社の任意である | | |
| 四、純利益金の處分を以て償却をなしたる場合も當該事業年度の總損金中に算入すべきものである | | |
| 五、減償償却額は大藏省内規の一定歩合を超過する時は否認せらる | | |
| 六、堪久年限の一部或は既に其の全部を経過したる固定資産を取得したる場合は改めて適當なる堪久年限を計算し償却歩合を定める | | |

計 算
方 法

- | 計 算 | 方 法 |
|---|-----|
| 七、當該事業年度の減償償却額が税務官廳の是認程度を超過する場合にても從來の償却額合計が毎期是認歩合より計算したる金額の積算額に達せざる場合はその積算額の限度迄償却をなす事が出来る | |
| 八、原價を基礎として償却する時は、其の積算額が原價の十分の九に達した時は以後償却を認めぬ | |
| 九、堪久年限を経過するも減償償却積算額が原價の十分の九に達せざる時は其の差額は任意償却が出来る | |
| 十、同一種類の固定資産の各箇につき償却額を計算したる場合に於ても、其の種類全體より見て、其の率の妥當なるや否やを定める | |

〔備考〕 減償償却準備金は損金でない(110参照)

工場、倉庫	建 住 事 宅 務 物 用 所			種 類
	煉瓦造、石造、鐵骨 煉瓦又ハ石造、鐵筋	木 造	土造、木骨煉瓦又ハ 石造、木骨鐵網混凝 土造	煉瓦造、石造、鐵骨 煉瓦又ハ石造、鐵筋 混凝土造、鐵骨鐵筋 混凝土造
				造
				堪 久 年 數
				三五 五〇 一〇〇年
				と原 寸價 るを 場基 合礎
				割分厘 一〇〇
				基礎未 合礎償 と却 する残 場高 合を
				割分厘 二三
				六四 四五

九 固定資産減價償却歩合表

三三二二一一一 五〇五〇五二〇八七六五四三	堪 久 年 數
二三四五五六七八九〇一 九四〇〇七四〇五三	步 原 價 に 對 す る 合
六七八九〇一 四四八八九二五〇〇	對 未 償 却 残 額 に 對 す る 步 合
一 〇九八八七七六六五五四四 〇五〇五〇五〇五〇五〇	堪 久 年 數
一一一二一三二四三五六七九〇 〇一二二二三三四五六七八九〇	步 原 價 に 對 す る 合
二三三三三三三三三三三三三三 三四四五五六七八九〇一〇	對 未 償 却 残 額 に 對 す る 步 合

八 堪久年數に對する減價償却歩合表

(割分厘)

器具	機械		木船
	木製	鐵製	
木造	八	三五	一五
鐵製	二九	一五	六七
木製	一四二	四〇	一四二
鐵製	六四	六七	一四二
合計	一二五	一四二	一四二

〔備考〕 (一) 固定資産の種類・構造の細目に涉つて定められた大藏省内規としての減價償却歩合表が別にあれども總體的に償却を行ふ場合、大體本表による年數及歩合を適用すれば大差なからうと思ふ

(二) 歩合は凡て年額を示したものであるから事業年度が一ヶ年でない場合は其の期間の比例により計算の事

船舶	煙突				附屬建物		用建物
	鐵船	鋼製	煉瓦造	鐵筋混凝土造	木造	木	
鐵船	二五	一〇	四〇	五〇	二〇	二五	七〇
鋼製	四〇	一〇〇	二五	二〇	五〇	四〇	一五
煉瓦造	八八	二〇六	五六	四五	一〇九	八八	三二
鐵筋混凝土造	八八	二〇六	五六	四五	一〇九	八八	三二
木造	六四	二九	三五	二五	二〇	二五	七〇
合計	二二五	二〇六	一四二	一四二	一四二	一四二	三二

り得通總
よ所普

得所税課非	
得所税免	得所税課不
3 植民地免稅事業所得(大正九年七月施行に關する法律七條) 2 製鐵業所得(設備完成の年及其翌年より十五年間:製鐵業獎勵法二條) 1 重要物産製造業所得(開業の年及其翌年より三年間:所施規一三條)	4 外國船舶所得:(大正一三年七月法律六號・所施細一〇條) 3 復興貯蓄債券利子(同:復興貯蓄債券法六條) 2 貯蓄債券利子(利子額其儘:同三八年二月法律一九號) 1 國債利子(資本利子税控除殘額:明治四二年三月法律七號)

額た除を
金し控

總普通所得より非課税所得を控除した金額

一一(甲) 課税普通所得

備考	其の科 目名例	取扱法
一、納稅義務の既に確定したるものにして未拂の如きは引當金に非ずして未拂税金なり 二、固定資産の減價償却の如き直接法を以て減價額を資産額より差引き損失に計上する場合は損金として認めらる	(1) 納稅引當金 (2) 研究費引當金 (3) 修繕費引當金 (4) 年金引當金 (5) 退職給與引當金 (6) 貸倒引當金 (7) 銷却引當金 (8) 偶發債務積立金 等々	準備金又は引當金其他の科目を以て損金に計上したるものは益金の留保なりとし、損金と認めず、事實發生したる年度の損金とし取扱ふ

一〇 準備金(引當金)

三 (二) 超過所得

課税普通所得より當該事業年度の資本金額の1割を控除した金額
 總普通所得 - 非課税所得 - $\left\{ \frac{\text{總資本金額} - \text{非課税資本金額}}{\text{事業年度月數}} \times \frac{1}{10} \right\}$

一、事業年度

(ハ)(ロ)(イ) 六ヶ月
 一ヶ年(一ヶ年以上のものなし)
 解散に因り消滅の場合……其の始より解散決議の日に至る期間
 合併に因り消滅の場合……其の始より合併實行の日に至る期間

(所四條)

二、資本金額

(ハ)(ロ)(イ) 株式会社……拂込済株式金額・積立金額(名義の如何を問はず普通所得中社内に留保したる金額、税務署が否認した損金及加算した益金も積立金)
 合名合資会社……出資金額(勞務・信用の出資は除外す)積立金
 相互保險会社……基金・積立金

三、資本金額
計算法

(イ) 各月末に於ける拂込済株式金額(出資金額・基金)及積立金の月割平均(繰越缺損金ある場合は其各月末に於ける月割平均額を控除する……(所六條))
 (ロ) 繰越缺損金を其事業年度の損益計算に計上し補填の場合も利益處分を以て補填の場合も翌事業年度の初月より減額計算する
 (ハ) 繰越缺損金を事業年度中途にて積立金にて補填の場合は補填の月より減額計算する
 (ニ) 繰越缺損金を事業年度中途に於て減資差益、資産の評価及賣却益、重役株主其他の提供私財乃至債務の免除等に因る益金を以て補填の場合は補填の月以後減額計算する
 (ホ) 税法施行地に本店(主たる事務所)を有せざる法人の場合
 原則——總資産價額に對する税法施行地の資産價額の割合を資本金額に乗ずる
 例外——資産價額の割合に依る事不適當の場合は收入金又は所得の割合等により計算する(所施規二條)
 課税所得と非課税所得とを有する法人の場合
 原則——總資産價額に對する課税所得の基本たる資産價額の割合を總資本金額に乗ずる
 例外——前記(ホ)の例外の計算方法による(所施規三條)

課税所得の資本金額	基礎計算								
	内			總資産額	内			總普通所得額	總資本金額
	課税普通所得の基本資産	國債以外の非課税所得			課税普通所得	國債以外の非課税所得			
		(ニ)	(ハ)	(イ)		(ロ)	(カ)	(キ)	
(C) 一、〇九九、〇六二	(ニ) 一、七〇〇、〇〇〇 <small>(第二種所得) 税額加算</small>	(ハ) 九〇〇、〇〇〇	(イ) 三、〇〇〇、〇〇〇 <small>(第二種所得) 税額加算</small>	(ロ) 四〇〇、〇〇〇	(カ) 九二、〇〇〇	(キ) 六〇、〇〇〇	(ク) 二二、〇〇〇 <small>(資本利子) 税控除残</small>	(ケ) 一七四、〇〇〇	(A) 一、九九〇、〇〇〇圓

(3) 國債所得と其他非課税所得とを含む時
第一に國債の所得に對する資本金額の按分計算
第二に其他非課税所得に對する資本金額の按分計算を行ふ

(1) 國債の所得に對する資本金額の控除
 $(A) \times \{ a - (b) \div (a) \} = (B) 1,680,919$ 圓

(2) 國債以外の非課税所得に對する資本金額の控除
 $(B) \times (ニ) \div \{ (ニ) + (ハ) \} = (C) 1,099,062$ 圓

課税所得の資本金額	基礎計算				課税所得の資本金額	基礎計算			
	内		總資産額	總資本金額		内		總普通所得	總資本金額
	免稅所得の本たる資産額	課税所得の本たる資産額				國債所得	課税所得		
			(ニ)	(ハ)				(イ)	(ロ)
(ホ) 一、一二七、六六六	(ニ) 一、三〇〇、〇〇〇	(ハ) 一、七〇〇、〇〇〇	(イ) 一、九九〇、〇〇〇圓	(ロ) 三、〇〇〇、〇〇〇	(ホ) 一、七三八、三九〇	(ニ) 二二、〇〇〇	(ハ) 一五二、〇〇〇	(イ) 一七四、〇〇〇	(A) 一、九九〇、〇〇〇圓

(2) 免稅事業の所得ある場合

(1) 國債の所得を含む時は資産價額の割合と所得の割合とを比較して小なる方に依る、普通は所得の割合によるを得策とす

算法
 $\frac{(イ) \times (ハ)}{(ロ)} = (ホ)$

算法
 $\frac{(イ) \times (ハ)}{(ロ)} = (ホ)$

清算所得の計算	残餘財産の意義	残餘財産計算法	分配すべき金額
「残餘財産價額」より解散當時の拂込株式金額(又は出資金額)を控除したるもの	會社解散の場合に於て債務を完済して尙ほ残存する財産價額	(イ) 資産は總て金錢に換價す (ロ) 残餘財産中金錢以外のものある場合は残餘財産確定當時の時價に換算 (ハ) 残餘財産中に非課税所得(國債・重要物産製造業所得の如き)あるも控除せず (ニ) 残餘財産價額計算の場合に清算期間中納付したる第二種所得税額は清算期間中の支出に計上せず(所廿一條四項)	残餘財産價額より清算所得税を控除したる殘額

一三 (丙) 清算所得 (解散)

清算所得の計算	金錢の意義	株式金額の意義	出資金の意義
「被合併會社の株主又は社員」が合併會社より取得する「拂込株式金額又は出資金額及び金錢の總額」より被合併會社の合併當時の「拂込株式金額又は出資金額」を控除したるもの	被合併會社の株主又は社員が合併會社より承繼資産の對價として取得するもの	現實の拂込金額を指す	現實の拂込金額を指す 勞務・信用の出資は除外す

一四 (丙) 清算所得 (合併)

一五 同族會社の加算税

所得税の外に加算税を課せらるゝ場合

加算税を課せられざる場合

(イ) 普通所得の三割以上を積立てたる時
 (ロ) 事業年度末の積立金及其事業年度の普通所得中積立てたる金額の合計が其事業年度末の拂込資本金の半分以上を超過する時(所二二條ノ二)

繰越欠損金の補填の如き正當の理由ある時
 (昭和三年第三四三號行政裁判所判決)

〔参照〕 第二十一條ノ二

一、事業年度ノ普通所得中留保シタル金額カ其ノ事業年度ニ於ケル普通所得ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額
 二、事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ノ普通所得中留保シタル金額ノ合計カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額但シ其ノ事業年度末ニ於ケル積立金カ拂込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ控除ス

一六 加算税計算例

法算計の額税算加				立積過超			額金本基		區	備考	
税額	加算	率税算加	定算の	算計の額	積過超	積過超	積過超	分			
ル)	(ヌ)	(リ)	(チ)	(ト)	(ハ)	(ホ)	(ニ)	内	(イ)		
加算税額	超過積立額	加算税率	(ト)に對する税額	普通所得換算年所得額	超過積立額	普通所得の三割	積立額	(ハ)積立額	(ロ)賞與の配當		
一、二五〇圓	一〇、〇〇〇	〇、一二五	一一、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	五〇、〇〇〇圓	(一) 非課税所得あるも控除せず (二) 第二種所得税控除申請額を損金より控除せず
	(ハ)より	(チ) + (ト)	(ト)の内五萬圓に一割、残り五萬圓に一割五分を乗じた金額合計	事業年度六ヶ月故(イ)の二倍	(ニ)より(ホ)を差引く	(ハ)より					
	錢位未滿の端數切捨										

一七 法人所得の申告

(人法) 税得所

申告の場合	申告期限	申告すべき所得	申告及添付書類
平常の場合	各事業年度決算確定の日より十四日以内(所 施規一六條) (定時總會終結の日の翌日より起算、最終日 大祭祝日日曜の時は其 の翌日まで有効、郵便 の場合は遞送日数を期 間に入れない)	甲、普通所得 乙、超過所得	一 所得金額申告書 二 所得税額控除申請書 三 課税所得計算書 四 非課税所得計算書 五 第二種所得計算書 六 第二種所得控除申請額明細書 七 公債所得控除申請額明細書 八 内債所得控除申請額明細書 九 貸借対照表 十 財産目録 十一 損益計算書 十二 本業に關する損益計算書 十三 本業に關する損益計算書所得及資 所得の有無に不拘申告を要す(所二四條)

(人法) 税得所

解散の場合	合併の場合	合併の場合	合併の場合
解散の日迄での所得を清算着手の日より二十日以内(所施規一六條) 分割分配の場合残余財産確定の都度(同十七條)	被合併会社の合併の日迄の所得を合併の日より十四日以内(所施規一六條)	甲、普通所得 乙、超過所得 丙、清算所得 (存続法人が消滅法人の所得税を納付…: 所一二條)	右に同じ
甲、普通所得 乙、超過所得 丙、清算所得 (清算人より納税する)	甲、普通所得 乙、超過所得 丙、清算所得 (存続法人が消滅法人の所得税を納付…: 所一二條)	合併契約書寫 合併に關する書類 繼承資産明細書 (存続法人より申告) (所施規一八條)	平常の場合に同じ
清算期間中の收支計算書 所得金額明細書 (清算人より申告)	清算期間中の收支計算書 所得金額明細書 (清算人より申告)		

一八 第二種の所得税控除額計算方法

区分	控除額	説明
一、銀行預金利子に対するもの	常に	納付したる第二種所得税額其まゝ、控除せらる
二、貸付信託利益に対するもの	常に	
三、公債の利子に対するもの	利拂期を通じて所有したる場合	
四、社債の利子に対するもの	利拂期中途に於て取得したる場合	
五、産業債券の利子に対するもの	一部	
		<p>右に同じ</p> <p> <small> 総利子額を公債社債の所有期間と所有せざる期間とに分し、其の所有したる期間の利子に対する第二種所得税額だけ控除せらる。 (例) 甲會社が債利子百圓納付税額五圓、利拂期間日數自一月一日至六月卅日一八一日、元本取得日五月一日此所有期間日數六一日 $\text{控除税額} = 100 \times \frac{181}{365} \times 100 = 1 \text{圓} 68 \text{銭}$ </small> </p>

一九 貸付信託の利益に対する第二種所得税控除方法

支拂を受くべき信託利益	受託者が運用中に支拂ひたる税額	課税標準額	税額		
			率	算出税額	差引徴收税額
(イ) 一、〇〇〇圓	(ロ) 二五圓	(イ)(ロ)合計 一、〇二五圓	5%	五一・二五	(ロ) 二五圓
					二六・二五

二〇 控除及免税申請

控除の種類	申請期限	提出書類
第一種所得税より第二種所得税控除	決算確定の日より十四日以内 (所得申告と同時に) (所施規六條ノ二)	控除額明細書(所施規六條ノ二)

<p>重要物産製造業所得の免稅</p> <p>(開業の年及び向三年間)</p> <p>(繼承者の免稅期間は右の殘存期間)</p> <p>(所施規一四條)</p>	<p>決算確定の日より十四日以内</p> <p>(所得申告と同時に)(所施規一五條)</p>	<p>重要物産製造業所得と他の所得の區分計算書(所施規一五條)</p>
<p>製鐵業所得の免稅</p> <p>(設備完成の年及び向十五年間)</p> <p>(繼承者の免稅期間は右の殘存期間)</p> <p>(製鐵業獎勵法二條六條)</p>	<p>決算確定の日より十四日以内</p> <p>(所得の申告と同時に)</p>	<p>製鐵業所得と他の所得の區分計算書</p> <p>(製鐵業獎勵法施行令三條)</p>
<p>植民地免稅事業所得の免稅</p> <p>(施行ニ關スル件七條)</p>	<p>同前</p>	<p>所得稅免除事業に相當する旨の當該地稅務官の證明書(所施規七三條)</p>

二 支拂調書……支拂をなす(會社)個人より提出する

給與の種類類	附記事項	提出期限
<p>一、賞與又は賞與の性質を有する給與</p>	<p>支拂金額確定の日</p> <p>(所施規二一條)</p>	<p>(イ)前年三月一日より十二月末日迄の分 毎年一月末日限り</p> <p>(ロ)其の年一月一日より二月末日迄の分 毎年三月十五日限り</p>
<p>二、利益、利益の配當、剩餘金の分配</p>	<p>支拂金額確定の日</p> <p>計算の基礎</p>	<p>配當又は分配金額確定の日より三十日限り</p>
<p>三、無記名株式所有者に支拂ひたる利益、利息の配當</p>	<p>支拂月日</p> <p>計算の基礎</p>	<p>毎年三月十五日限り</p>
<p>四、俸給、給料、歳費、年金、恩給、隱退料、此等の性質を有する給與</p>	<p>前年中の支拂額</p> <p>計算の基礎</p> <p>其の年の支拂豫算額</p> <p>計算の基礎</p>	<p>(イ)前年一月一日より引續き支給を受くる者 毎年一月末日限り</p> <p>(ロ)其の他の者 毎年三月十五日限り</p>

二三 支拂調書 (注意事項)

右の各項毎に受給者又は受配當者の住居又は居所、氏名及び支拂金額記載の事。
四の給與中給料等に就ては税務署の取扱として一定金額(例へば八百圓)未滿のものは人別に記載せず只人員數と合計金額のみを掲げて宜しい事になつて居る。(所五六條・所施規二〇條二一條参照)

二三 異動調書……支拂調書を提出した(會社)より提出する

異動事項	提出期限
一月末日迄に提出したる支拂調書中二一(イ)支給を受けざるに至りたる者 (四)俸給、給料、恩給等の受給者にして(ロ)住所氏名に異動を生じたる者	三月十五日限 (所施規二二條)

二四 信託計算書……信託の受託者より提出する

記載事項	信託會社	非信託會社	提出書類	提出期限	
				信託會社	非信託會社
1. 委託者及受託者住所氏名	同上	同上	各信託一件毎に計算書	每事業年度終了後	毎年三月十五日限り
2. 信託契約の時	同上	同上	(貸付信託にして受益者個人の場合に不及)	二十日以内	
3. 各事業年度末信託財産種類及現在額	同上	同上		参照	
4. 各事業年度中の信託財産の異動信託に關する収入支出	本年二月末日に至る同上	前年三月一日より本年二月末日に至る同上		(所施規二二條ノ二及三)	

二五 調書提出交付金請求

請求者	請求期限	交付金額
(イ) 第三種所得に属する諸給與・配當等の支拂調書・異動調書及び (ロ) 信託計算書 提出者	調書・計算書の提出後三十日以内	(イ) 一件一人毎に五厘 (ロ) 一信託毎に三錢 (所施規二三條)

〔参照〕 第二十三條 第二十條第二十二條又ハ第二十二條ノニニ規定スル調書又ハ計算書ヲ提出シ

タル者ニ對シテハ其ノ請求ニ因リ左ノ金額ヲ交付ス

一 第二十條又ハ第二十二條ニ規定スル調書ニ付テハ記載事項一件一人毎ニ五厘

二 第二十二條ノニニ規定スル計算書ニ付テハ一信託毎ニ三錢

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ調書又ハ計算書提出後三十日以内ニ請求書ヲ所轄
稅務署ニ提出スヘシ

稅額計算法

二六 端數金額取扱法

一、所得稅計算の基本たる所得額	圓位未滿	切捨てる
二、" " 資本金額	同	"
三、所得計算上加算する第二種所得稅	同	"
四、資本金額の一割相當額	同	"
五、算出したる所得稅	錢位未滿	"
六、第一種所得稅より第二種所得稅を控除の場合	納付したる第二種所得稅額其のまゝ	(錢位まで計算)

税率及び税額

第一種(法人)——最低課税所得一圓

二七(甲)普通所得税

所得税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人
右以外の法人

百分の五
百分の十

(所二十一條)

〔参照〕第二十一條 第一種ノ所得ニ對スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 普通所得

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人 百分ノ五
本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人 百分ノ十

二八計算例

區分	金額	税率	税額
總普通所得	一七四、〇〇〇圓		
※第二種所得税控除申請額(加)	(イ) 二、〇〇〇		
合計	一七六、〇〇〇		
非課税所得(減)	八四、〇〇〇		
課税普通所得(差引)	九二、〇〇〇	百分の五	(ロ) 四、六〇〇圓
實際納付税金額			二、六〇〇圓(ロよりイを控除)

※既に納付したる第二種所得税額の控除申請をなさざる場合の實際納付税金額は
四千五百圓 となり、結局 千九百圓 の不利益を招く事となる。

二九(乙) 超過所得税

超過割合	区分	税率
普通所得が資本金額の一割又はそれ以下の場合	課税なし	
普通所得中資本金額に対し一割を超え二割以下の金額	百分の四	
同 二割を超え三割以下の金額	百分の十	
同 三割を超える金額	百分の二十 (所二十一條)	

〔参照〕 第二十一條 第一種ノ所得ニ對スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

乙 超過所得

超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用ス普通所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ四

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ十

同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ二十

三〇 計算例 課税普通所得九萬二千圓 資本金額二十五萬圓

區分	所得額	税率	税額	備考
一割超過	(イ) 二五、〇〇〇圓	—	—	資本金額の一割相當額
	(ロ) 二五、〇〇〇圓	百分の四	一、〇〇〇圓	同
	(ハ) 二五、〇〇〇圓	百分の十	二、五〇〇圓	同
二割超過	一七、〇〇〇圓	百分の二十	三、四〇〇圓	課税普通所得額より(イ)(ロ)(ハ)の合計控除殘額
	六七、〇〇〇圓		六、九〇〇圓	
合計	九二、〇〇〇圓		六、九〇〇圓	普通所得税と合算の上納付する

三一(丙) 清算所得税

清算所得金額中積立金又は非課税所得より成る部分
其他の金額

百分の五
百分の十 (所二十一條)

三三 計算例

額	税	額得所算清		額金本基		備考	
		内	總	解散 時に於 けるに於	拂込 本金		残餘 財産價 額
合	(ハ)に對する分	(ホ)に對する分	(ニ)に對する分	(ハ)に對する分	(イ)に對する分		
計	一、五〇〇	七五〇	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	五五、〇〇〇	第二種所得税控除申請額を含む	
	百分の十	百分の五	(イ)より(ロ)を差引く				
申請額を差引く							

額	税	額得所算清		額金本基		備考	
		内	總	解散 時に於 けるに於	拂込 本金		合 併 取 得 財 産 價 額
合	(ハ)に對する分	(ホ)に對する分	(ニ)に對する分	(ハ)に對する分	(イ)に對する分		
計	一、五〇〇	七五〇	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	五五、〇〇〇		
	百分の十	百分の五	(イ)より(ロ)を差引く				
申請額を差引く							

三三 清算所得計算上注意事項

- 一、前項の場合に於て解散又は合併當時積立金と缺損金とを併有する場合
 所得額の内 積立金より成る部分※は
 積立金(ハ)より缺損金を控除したるもの
 缺損金の方大なれば積立金より成る部分なし
- 二、清算期間中非課税所得ある場合は、
 合併と同時に生じた免税所得ある場合は、
 其の所得に對する税率 百分の五
- 三、相互保險會社の清算所得計算の場合は、其の基金なるものを残餘財産價額より控除せず、何となれば残餘財産價額は右の基金を控除したる後の金額なればなり。
- 四、各項毎に、圓位未満切捨て計算の事

三四 第一種所得税の納税者

税の種別	納税者	参照条文
一、各事業年度分所得税	当該会社	所得税法六十七條
二、被合併会社の所得税	合併会社	同 十二條
三、解散会社の清算所得税を納付せずして残余財産を分配したる場合	清算人	同 六十九條

〔参照〕

第十二條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

第六十七條 第一種ノ所得ニ付テハ事業年度毎ニ所得税ヲ徴收ス但シ清算所得ニ付テハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徴收ス

第六十九條 法人解散シタル場合ニ於テ清算所得ニ對スル所得税又ハ前條ノ規定ニ依リ徴收セラレ、税金ヲ納付セスシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金ニ付清算人連帯シテ納税ノ義務アルモノトス

三五 第一種所得税に對する時効

所得税の種別	時効の起算日	時効完成の日
一、各事業年度分所得税	各事業年度終了の日の翌日より	滿五ヶ年經過すれば時効完成し政府の權利消滅して税金徴收せらるゝ事なし
二、解散による清算所得税	清算終了の日の翌日より	同
三、合併による清算所得税	合併實行の日の翌日より	(會計法第三十二條)

三六 第一種所得金額の決定

法 方 定 決	
定 決	問 質 及 査 調
<p>(一)の場合には政府(税務署)の調査及質問完了の上所得金額決定 (二)の場合は同業者の営業成績を考慮し適當と認めらるゝ方法 により所得金額推算の上決定</p>	<p>一、納税義務者の申告ありたる上、政府(税務署)之が調査 及質問をなす</p> <p>二、 (イ)申告なき時 (ロ)申告あるも不相當と認めらるゝ時 (ハ)所得の計算其他事實を明瞭ならし むる事能はざる場合</p> <p style="text-align: center;">} 政府之を調査す</p>
	<p>所得税法二十六條 同 五十七條</p>
<p>同 二十六條</p>	<p>同 二十六條</p>

三七 第一種所得金額決定通知書

容 内 書 知 通	
<p>一、所得金額決定すれば納税義務者に通知がある</p> <p>二、同族會社の税額を加算したる時同じく通知がある</p> <p>(イ)普通・超過所得の種類毎に其の金額記載せらる</p> <p>(ロ)免税所得ある場合</p> <p>(ハ)加算税額ある場合</p> <p>(ニ)第二種所得税控除申請額を控除する結果第一種所得税なき場合</p> <p>(ホ)残余財産を數回に分つて分配する會社の清算所得は最後の分配を行はんとする際既に分配したる金額と合計の上、決定通知がある。</p> <p style="text-align: center;">} 其の旨附記せらる</p>	<p>所得税法五十九條 同施行規則三十七條</p>

三八 所得金額決定に對する異議申立

種別	申立の場合	書類提出先	申立期限
一、審査請求 (所六〇條所施規三九條参照)	所得金額加算税額の決定に異議ある時	税務署經由監督局長宛	通知書受領後二十日以内 起算點は翌日、最終日大 祭祝日日曜の時は其翌日迄
二、訴願 (所六六條訴願法八條参照)	(一)の再審査に不服ある時	監督局長經由大藏大臣宛	通知書受領後六十日以内
三、訴訟 (所六六條行政裁判法二二條)	(一)の再審査に不服ある時	行政裁判所宛	右に同じ

三九 異議申立に就て注意事項

(イ)右の(二)及(三)は同一事件に對し其の何れか一方のみの手續を選ぶ事が出来るのである。
 (ロ)監督局長の審査決定を経ず直に訴願又は訴訟の手續を採る事は出来ない。
 (ハ)訴願又は訴訟をなし其の決定に對しては更に不服を言ふ事は出来ない。
 (ニ)住所居所を有せず且つ納税代理人の申告を爲さぬ者の第一種第三種所得額・加算税額の通知は之を公告する。公告の效力發生は公告の初日より七日を経過したる時通知ありと看做さる (所五九條)

四〇 第一種所得税納税地

會社種別	納税地
内國會社	本店所在地
外國會社	申告をなしたる地

四一 第一種所得税の納期

税の種類別	納期日	参照
一、各事業年度分(普通・超過)所得税	随時——事業年度毎に納付	所得税法
二、清算所得税	随時——清算・合併の際納付	六十七條

〔参照〕 第六十七條 第一種ノ所得ニ付テハ事業年度毎ニ所得税ヲ徴收ス但シ清算所得ニ付テハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徴收ス

四二 罰則(所得税)

種類	成立要件	罰(科料)	備考
(一) 所得税通脱の罪	詐偽・不正行爲による税金の通脱	逋脱税金の三倍の罰金又は科料(所七四條)	發覺前自首又は稅務署長に申出の場合税金を徴收して罪を問はず
(二) 不正記載の罪 調書不提出	(イ) 諸給與・配當金の支拂調書 (ロ) 信託計算書の不提出 (ハ) 同不正記載	千圓以下の罰金 (所七五條)	罰則の適用を受けたる者所得税法五十六條三項の交付金を受くる事を得ず(所七五條三項)
(三) 秘密漏洩の罪	調査・審査に從事したる者知得たる秘密を正當の事由なく漏洩	五百圓以下の罰金 (所七六條)	
(一) 及(二)の犯罪には刑法の犯罪の不成立、刑の減免、併合、共犯、酌量、輕減の規定を適用せず(所七七條)			

種 乙		種 甲	
個人	法人	人	個
		<p>(1) 天皇 皇族 (3) 朝鮮の王族 (3) 外國の君主・大統領及其の家族 (4) 稅法施行地にある大使公使外交官たる大使公使館員並に其の附屬吏員 (5) 稅法施行地、朝鮮、臺灣、關東州、樺太に駐劄する領事貿易事務官、外交官にあ らざる大公使館員並に其の附屬吏員 (4) (5) 共從僕料理人等を除く (6) 稅法施行地に住所又は一年以上居所を有し内地より受くる所得 (利子又は利益) に對し臺灣又は樺太の法令により第二種所得稅を課せらるゝ個人 (所得稅法ノ施行 ニ關スル法律六條)</p>	
		<p>(1) 甲種の場合に同じ (2) 朝鮮、臺灣、關東州、樺太に本店又は主たる事務所を有し内國會社より配當及賞 與を受くる法人 (所得稅法ノ施行ニ關スル法律第二條) (3) 臺灣、樺太に住所又は 一年以上居所を有し内國會社より配當及賞與を受くる個人 (同法律第五條) (所得稅 法施行規則七十一條ノ二)</p>	

四六 納稅義務なき者(續き)

種 乙		種 甲		課 稅 所 得 名	(非 課 稅 所 得 名)	稅 率
會社より受くる	者地の外居住	種	種			
		稅法施行地に於て支拂を受くる	稅法施行地に於て支拂を受くる	(イ) 公債の利子 (ロ) 社債の利子 (ハ) 産業債券の利子	(イ) の内 國債の利子 (ロ) の内 (一) 貯蓄債券の利子 (二) 復興貯蓄債券の利子	百分の四
		(イ) 配當 (利益、利息の配當、剩餘金の分配) (ロ) 賞與 (利益又は剩餘金の處分たる賞與若は其性質を有する給與)	(ホ) 貸付信託の利益 (ニ) 銀行預金の利子	(ニ) の内 (一) 當座預金にして日歩一錢以下の利子を附し小切手を以て引出すもの (二) 貯蓄銀行法第一條の貯蓄預金利子		百分の五
						百分の七・五

四七 課稅所得・非課稅所得と稅率

四八 第二種所得税の徴収と納付

種 乙	種 甲	徴 收 方 法	納 付 期 日	徴収又は納付せざる時	徴収せざる場合の特例
外國居住者へ配當、 賞與を支拂ふ際天引	公債、社債、産業債 券、銀行預金の利子 貸付信託の利益を支 拂ふ際天引く		税金を徴収したる 者（利子配當等支 拂者）は翌月十日 迄に政府に納付す る（所六十七條二 項）	利子配當等支拂の際税 金を徴収せざる場合又 は徴収したる税金を納 付せざる時は國稅徴収 の例に依り支拂者より 徴収す（所六十八條）	株主が事實上海外居住者 なるも株主名簿上の住所 が内地なりし爲め税金を 徴収せざりし場合、其善 意無過失なること確認せ らるゝ時は上記の規定適 用を見合せらる。

四九 過誤納税金の下戻請求

請 求 す べ き 場 合	書 類 提 出 先	提 出 書 類
公債社債等の利子（甲種）及び配當 等（乙種）に對する第二種所得税に 過誤納ありたる事を發見したる時	利子、配當等の支拂地所轄稅務 署長經由稅務監督局長宛	其の事由を具したる請求書 （所得稅法施行細則三條）
〔備考〕——非課稅法人が無記名の公債又は社債を取得し又は喪失したる時利子支拂の取扱所に其名 稱、額面金額、記號及番號を通知すべきに之を通知せざるため（實際問題としては所得 税免除請求書を提出せざる爲め）徴収された分に對しては拂戻の請求が出來ぬ （所得稅法施行規則六十四條）		

〔参照〕 所得稅法施行細則

第三條 第二種ノ所得ニ付所得稅ノ過誤納アリタル爲之カ下戻ヲ請求セムトスル者ハ其ノ事由ヲ
具シ其ノ利子又ハ配當金等ノ支拂地ノ所轄稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ請求書ヲ提出ス
ヘシ

五〇 公債社債募集調書提出

調書提出義務者	調書記載事項	提出期限
<p>所得税法施行地に於て利子支拂をなす公債・社債を募集したる者</p>	<p>一、公債・社債の名稱 二、總額 三、利子支拂期限及利率 四、償還方法及期限 五、分割拂込の時は其の拂込金額及時期</p>	<p>遲滯なく (所得税法五十五條參照)</p>
<p>〔備考〕—本調書の提出は、公債社債の利子支拂者に限り負擔すべき義務にして、其の提出せしむべき理由は税務官廳に於て利子支拂者が適當に第二種所得税の賦課徴收をなすや否やに付監督する必要あるに基く</p>		

〔參照〕

第五十五條 本法施行地ニ於テ利子支拂ヲ爲スベキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ハ遲滯ナク其ノ公債又ハ社債ニ付左ノ事項ヲ記載シタル調書ヲ政府ニ提出スヘシ(記載事項省略)

五一 第二種所得税免除請求書

請求し得べき者	請求すべき場合
<p>所得税法及其他の法律により所得税を課せずと定められた者</p>	<p>上記の者の公債・社債の利子を受取る時</p>
<p>書式</p> <p>第二種所得税並に資本利子税免除請求書</p> <p>一、東京市水道事業第五回短期公債證書利札一枚金參拾圓也 番號第五三七號 右當會の所有に相違無之候に付第二種所得税並に資本利子税免除相成度此段御届候也 昭和六年五月十日 東京市役所 御中</p> <p>東京市淺草區猿若町一丁目三番地 社團法人 大日本産業組合聯合會 印</p>	<p>備考</p> <p>實際問題としては第二種所得税と資本利子税との兩税が同時に天引きせらるゝから此等兩税の免除を請求する事となる。故に書式は其の場合にあてはまる様になつてゐる。尤も國債の場合には第二種所得税が課せられないから『第二種所得税並に』の八字は不要となる事勿論である。</p>

五二 第二種所得税額計算法

- 一、公債、社債、産業債券の利札に對して
- 二、銀行預金利子、貸付信託利益
- 三、圓位未滿の金額に對して
- 四、税額の一錢未滿の端數
- 五、税額の總額が一錢未滿の場合
- 六、公債、社債、銀行預金の各利子總額二錢以下の場合
- 七、公債の内國債の利子に對して
- 八、當座預金にして日歩一錢以下の利子を附し小切手を以て引出しをなすもの、利子に對して
- 九、貯蓄銀行の貯蓄預金利子に對して

利札一枚毎に算出する
 一契約・一信託毎に算出する
 課税する(國庫出納金端數計算法第二條)
 切捨てる(同法第一條)
 一錢に切上げる(同端數計算法第二條)
 課税せず(資本利子税と合はせて二錢控除せられて零となるが故なり)
 課税なし
 課税なし
 課税なし

五三 計算例

種別	利札又は利子額	税率	第三種所得税額	備考
一、東京市電気事業公債	三五圓	四%	一・四〇 ^円	實際問題としては同時に資本利子税(二%)を天引き課税せられる。
二、大阪製菓會社社債	二・五〇	五%	・一二(五厘切捨)	
三、京都銀行預金(特當)	一・〇	五%	・〇一(一錢に切上げ)	
四、廣島銀行預金(特當)	〇・三	五%	〇・一(同)	
五、門司銀行預金(同)	〇・二	五%	〇 (課税なし)	

〔備考〕 公債(國債を除く)、社債、銀行預金の利子には第二種所得税五%(地方債四%)、資本利子税二%合計七%の税金がかかるから利子額が二錢の場合は税金を天引かるゝとせば手取金なくなる事となるを以て課税せざるなり(國債の場合は資本利子税二%のみかかるから利子額一錢の場合に課税されぬ事となるのである。)

五四 納付したる第二種所得税は第一種所得税より控除す
控除方法—例

區分	金額	説	明
總所得金額	一五〇、〇〇〇		
控除申請額(加)	☒六、五三〇	第二種所得税は所得計算上損金と認めざる故加算す。控除申請を要す。控除額計算に就ては所得税之部「一八」第二種の所得税控除金額計算方法『参照	
課税所得金額	一五六、五三〇		
税金額	◎七、八二六・五〇	税率5%	
實際納付税金額	△一、二九六・五〇	(◎より☒を控除)	

〔備考〕◎印の正當税金額を☒印と△との金額に分割納付したるに過ぎざる事となる。公債社債等の利子支拂期日前に此等を賣却したる際に於て経過利子として受取るべき金額中より税金相当額(賣渡人負擔の)差引き受入れたりとするも、其の支拂つた税金額は、此の規定に該當せざるものにして控除を受くる事が出来ない(資本利子税に付ても同様である)

第三種(個人)所得税
五五 所得の種類・計算法

所得の種類	計算法	計算期間	計算法
一、非營業貸金の利子 第二種に屬せざる公債社債預金の利子	同	自前年十一月 至前年十二月	利子額其儘
二、山林所得	同	同	必要経費控除
三、賞與	同	自前年三月一日 至本年二月末日	支給額其儘
四、利益・利息の配當・剰餘金の分配 (法人より受くるもの) 無記名株式の配當	同	同	十分の四控除
同	同	同	同支拂を受けたる金額

所得の種類	計算期	期間	計算法
五、俸給・給料・歳費・年金・恩給・退隠料	自前年十二月 至前年十二月 収入額	前年一月一日 より引續き支 給せらるる者	支給額其儘
六、右以外の所得 (田畑、貸地、貸家、商工業、庶業)	自前年一月 至前年十二月 収入額 自本年十二月 至本年十二月 豫算額	前年一月一日 より引續き資 産營業職業を 有する者 前年中途より 有する者	必要経費控除

〔備考〕 (一)日給支辨に係る職工其の他勞役者の収入豫算年額は大體に於て日給の三百日分を以て年額と看做して居る
(二)恩給を受くべき資格發生したる時は證書下附前にても豫算に計上する

必要経費	必要経費に非ざるもの
<ol style="list-style-type: none"> 1. 種苗、蠶種肥料の購買費。 2. 家畜其他の飼養料。 3. 仕入品の原價。 4. 原料品の代價。 5. 場所物件の修繕費、借入料。 6. 場所物件又は業務に係る公課。 7. 雇人の給料。 8. 収入を得るに必要なもの。 <p>(以上は山林所得及び田畑、貸地、貸家、商工業並に庶業等の所得より控除すべきもの) (所施規第七條)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家事上の費用 2. 右に關聯するもの 3. 減價償却費 (原價明瞭にして消耗の甚だしきもの、例へば運送業に於けるトラックの如きものについては、稅務署によつては、相當減價額を認める方針を執つて居る。) 4. 手持商品の値下り損 (現實に賣つた時の損に計算する)

五六 必要経費と必要経費に非ざるもの

五七 第三種所得計算上注意事項

- (イ)(ロ) 前年中途で無くなつた資産、中途廢業の營業、職業の所得は計算に及ばぬ。収入金額とは昨年中(配當・賞與は昨年三月一日より本年二月末日迄の間)に収入すべき権利の確定したもので、現實收入せぬものでも凡て計上すること。
- (ハ) 株式の消却に困り支拂を受くる金額又は退社により持分の拂戻として受くる金額が其の株式の拂込済金額又は出資金額を超過する時、其超過金額を法人より受くる利益の配當と看做す。
- 五五一、二及四の所得に就ては被相続人の所得は相続人の所得と看做す。
- 同六(田畑、貸地、貸家等)の所得に就ては相続したる資産又は營業は相続人が引継ぎ有したるものと看做す。
- (ヘ) 六(田畑、貸地等)の所得計算に付損失ある場合は五(俸給、給料等)の所得より差引き計算する。(所施規八條)尙ほ差引き切れぬ時にも同居家族の所得より控除することは出来ぬ。
- (チ)(ト) 庶業——醫師、辯護士、計理士、文士、畫家、俳優、力士、産婆、代書、大工、左官等同居家族の所得は合算する(所十五條二項)

五八 非課税所得

所得の種類	参照條文
1 一定の能力ある設備を以てなす製鐵業の所得	製鐵業獎勵法二條
2 勅令を以て指定する重要物産製造業の所得	所一九條
3 軍事救護法に依る給與	軍事救護法一七條
4 軍人從軍中の俸給及手當	所一八條
5 扶助料及傷痍疾病者の恩給又は退隱料	同
6 旅費、學資金及法定扶養料	同
7 郵便貯金、産業組合貯金及銀行貯蓄預金の利子	同
8 營利の事業に屬せざる一時の所得	同
9 外國人の所得税法施行地外に於ける資産、營業又は職業より生ずる所得	同
10 國債の利子	明治四二年三月法律七號
11 貯蓄債券の利子	同三八年二月法律十九條
12 復興貯蓄債券の利子	復興貯蓄債券法六條

五九 特別控除金——勤勞所得

控除を受け得らるる者	所得区分	控除の割合	備考
(所得総額) 一萬二千圓以下 (所十五條)	所得総額六千圓以下 (イ)勤勞所得のみ (ロ)勤勞・非勤勞の兩所得ある場合	(勤勞所得の) 二割 二割	
	所得総額六千圓以上 ハ)勤勞所得のみ ニ)勤勞非勤勞の兩所得ある場合 上同六千圓以上 (勤勞所得に賞與、給料、恩給等)	二割 一割 二割 一割 一割	

六〇 家族扶養費

控除を受け得らるる者	所得区分	控除の割合	備考
(所得総額) 勤勞所得控除残 三千圓以下 (所十六條)	三千圓以下 (同居家族の所得合算の上勤勞所得控除残)	(一人毎に) 百圓	<p>(1) 三月一日現在同居家族にして十八歳未満六十歳以上の者不具癱疾者</p> <p>(2) 山林所得ある場合は普通所得より控除し不足ある時山林所得より控除</p> <p>(3) 控除申請を要す</p> <p>(4) 減損更訂の結果所得三千圓以下となりたる場合も新に控除申請が出来る</p> <p>(5) 納税義務者の一人又は數人の所得より希望に従ひ控除す</p>

〔備考〕——不具癱疾とは心神喪失の常況に在る者、聾者、啞者、盲者其の他重大なる傷痕を受け又は不治の疾患に罹り常に介護を要する者(所施規九條)

六一 生命保険料の控除

控除を受け得らるる者	控除の割合	備	考
所得額の如何を問はない (所十六條ノ三)	前年中支拂ひたる年總額 二百圓	(1)自己若は家族又は其の相續人を保険金受取人として納税義務者が契約したる生命保険のため支拂ひたるもの (2)家族にても所得なく従て納税の義務なき者の契約したる拂込保険料は控除しない (3)二百圓以上支拂ひたる場合に於ても二百圓まで控除する (所施規十一條ノ二) (4)山林所得と山林以外の所得とがある場合は、山林以外の所得より控除して尙ほ不足ある時、山林所得より控除する(同上) (5)控除を受けんとするには必ず申請を要す(所十六條ノ三)	

六二 郵便年金の拂込金控除

郵便年金の拂込金も生命保険料控除の規定に準據して同じく控除される

六三 個人所得の申告・申請

種	別	期	限	提出書類
1 所得の申告 2 乙種資本利子(非營業貸金・預金の利子) 3 家族扶養費控除申請 4 生命保険料控除申請 5 重要物産製造業所得免稅申請 6 製鐵業所得免稅申請 7 植民地免稅事業所得免稅申請(施行ニ關スル件七條)		毎年三月十五日限(所二) 同前(資本利子税法七條)	三月十六日以後納稅義務發生者は所得額決定前所得申告と同時に 所施規十條十一條ノ三 十五條參照	昭和六年分第三種所得金額申告書 所得の種類金額計算基礎記載の詳細書 所得申告書に附記 老幼不具廢疾者扶養費控除申請書 生命保険料控除申請書 重要物産製造業所得と其他所得の區分計算書(所施規十五條) 製鐵業所得と其他所得の區分計算書 所得稅免除事業に相當する旨の當該地稅務官の證明書(所施規七三條)

六四 第三種(個人)所得の税率及税額

最低課税所得 一、二〇〇圓

〔参照〕 所得税法第二十條一項 第三種ノ所得ハ千二百圓ニ滿タサルトキハ所得税ヲ課セス第十五條 第十六條及第十六條ノ三ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲千二百圓ニ滿タサルトキ亦同シ

所得金額	税率	税額	累計税額	所得百圓當り税額
千二百圓以下	百分の八	九・六〇	九・六〇	八〇
千二百圓を 超ゆる金額 (三百圓)	百分の二	六・〇〇	一五・六〇	一〇四
千五百圓同 (五百圓)	百分の三	一五・〇〇	三〇・六〇	一・五三
二千圓同 (千圓)	百分の四	四〇・〇〇	七〇・六〇	二・三五
三千圓同 (二千圓)	百分の五	一〇〇・〇〇	一七〇・六〇	三・四一
五千圓同 (二千圓)	百分の六・五	一三〇・〇〇	三〇〇・六〇	四・二九
七千圓同 (三千圓)	百分の八	二四〇・〇〇	五四〇・六〇	五・四〇
一萬圓同 (五千圓)	百分の九・五	四七五・〇〇		

所得金額	税率	税額	累計税額	所得百圓當り税額
一萬五千圓同 (五千圓)	百分の十一	五五〇・〇〇	一、〇一五・六〇	六・七七
二萬圓同 (一萬圓)	百分の十三	一、三〇〇・〇〇	一、五六五・六〇	七・八二
三萬圓同 (二萬圓)	百分の十五	三、〇〇〇・〇〇	二、八六五・六〇	九・五五
五萬圓同 (二萬圓)	百分の十七	三、四〇〇・〇〇	五、八六五・六〇	一・七三
七萬圓同 (三萬圓)	百分の十九	五、七〇〇・〇〇	九、二六五・六〇	一三・二三
十萬圓同 (十萬圓)	百分の二十一	二一、〇〇〇・〇〇	一四、九六五・六〇	一四・九六
二十萬圓同 (三萬圓)	百分の二十三	六九、〇〇〇・〇〇	三五、九六五・六〇	一七・九八
五十萬圓同 (三萬圓)	百分の二十五	一二五、〇〇〇・〇〇	一〇四、九六五・六〇	二〇・九九
百萬圓同 (百萬圓)	百分の二十七	二七〇、〇〇〇・〇〇	二二九、九六五・六〇	二二・九九
二百萬圓同 (百萬圓)	百分の三十	三〇〇、〇〇〇・〇〇	四九九、九六五・六〇	二四・九九
三百萬圓同 (百萬圓)	百分の三十三	三三〇、〇〇〇・〇〇	七九九、九六五・六〇	二六・六六
四百萬圓同	百分の三十六		一一二九、九六五・六〇	二八・二四

所得額内譯	同居家族	所得種別	所得金額	所得合計
	父	給料 配當 山林	4,000圓 1,000(イ) 500(ロ)	5,500圓
子	給料 賞與	1,000 400	1,400	
所得總計			6,900圓	
控除額	勤勞所得控除額(五九参照)			
	6,000 - 1,500 = 4,500 4,500 × 20% = 900圓			
	6,900 - 6,000 = 900 900 × 10% = 90			
控除額總計				990圓*
按分方法	控除額按分方法と控除額			
	父の分 $990 \times \frac{4,000}{5,400} = 733.33$			
	子の分 $990 \times \frac{1,400}{5,400} = 256.66$			
				989.99*
各自課税所得	控除額差引各自課税所得			
	父の分	勤勞所得	4,000 - 733.33 = 3,266.67	
		配當 山林	1,000.00イ 500.00ロ 4,766.67	
子の分		勤勞所得	1,400 - 256.66 = 1,143.34	
課税所得總計			5,910.01	
				(内山林所得500圓を含む)
備考	所得税計算法は次頁参照 (所施規八條ノ二参照)			

六六 同居家族の勤勞所得の控除額按分方法

#	所得金額(圓)	乘率(%)	控除額(圓)
	自 至		
1 1,200	0.8	0
2	1,201... 1,500	2	14.40
3	1,501... 2,000	3	29.40
4	2,001... 3,000	4	49.40
5	3,001... 5,000	5	79.40
6	5,001... 7,000	6.5	154.40
7	7,001... 10,000	8	259.40
8	10,001... 15,000	9.5	409.40
9	15,001... 20,000	11	634.40
10	20,001... 30,000	13	1,034.40
11	30,001... 50,000	15	1,634.40
12	50,001... 70,000	17	2,634.40
13	70,001... 100,000	19	4,034.40
14	100,001... 200,000	21	6,034.40
15	200,001... 500,000	23	10,034.40
16	500,001... 1,000,000	25	20,034.40
17	1,000,001... 2,000,000	27	40,034.40
18	2,000,001... 3,000,000	30	100,034.40
19	3,000,001... 4,000,000	33	190,034.40
20	4,000,001...	36	310,034.40
税額算出方法に就て——			
税額を求めんとする所得金額に乘率を乗じそれより控除額を差引きたるものが即ち求めんとする税額なり			

六五 第三種所得税額速算表

六七 同居家族の所得税額按分方法(一)

所得者名	所得税額	税額	各自負擔税額	算法
父長吉	(イ) 四、二六六圓	(六五 ^倍 に て計算す)	(へ) 一五五・五六	$(ホ) \times \frac{(イ)}{(ニ)} = (へ)$ $(ホ) \times \frac{(ハ)}{(ニ)} = (ト)$
子一郎	(ハ) 一、一四四圓		(ト) 四一・六九	
合計	(ニ) 五、四一〇圓 (ロ) 五〇〇圓	(ホ) 一九七・二五 四・〇〇		

備考—(ロ)山林所得五〇〇圓に對する税金は全然別個の計算とす

〔参照〕 所得税法第二十三條一項

第三種ノ所得ニ對スル所得税ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ハ山林以外ノ所得ト之ヲ區分シ其ノ所得ヲ五分シタル金額ニ對シ此ノ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ五倍シタルモノヲ以テ其ノ税額トス

六八 同居家族の所得税額按分法(二)

所得者名	所得税額	所得合算額	税額	各自負擔税額	算法
父太郎	(イ) 二、〇〇〇圓	(ハ) 二、五〇〇圓	(ニ) 五〇〇圓六〇錢	(ホ) 四〇〇圓四八錢	$(ニ) \times \frac{(イ)}{(ハ)} = (ホ)$ $(ニ) \times \frac{(ロ)}{(ハ)} = (へ)$
子五郎	(ロ) 五〇〇圓			(へ) 一〇〇圓一二錢	

備考—子の五郎は五百圓の所得なるを以て單獨にては納税義務なきも父と同居し居るを以て、其の所得は父の分と合算せられて、結局十圓十二錢の納税をなす事となる。

〔参照〕 所得税法第二十三條二項

前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ按分シテ各其ノ税額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

六九 所得額中に山林所得を含む場合と同一く含まざる場合との税金計算法

所得種類	所得額	税額	計	算	法
山林以外の所得のみある場合	三、〇〇〇圓	七〇・六〇圓	三千圓の累計税額(六四税率表参照)		
山林以外の所得 山林所得	二、〇〇〇圓 一、〇〇〇圓	三〇・六〇圓 八・〇〇圓	二千圓の 同(同上)		山林所得額を五分したる金額に、其の金額に應じ右税率表の率を乗じ算出したる金額を五倍したるもの(五分した二百圓は千二百圓以下に付百分の・八の税率適用)
合計	三、〇〇〇圓	三八・六〇圓	(所得税法二十三條)		

備考—所得総額は同一なるも山林所得を含む場合と然らざる場合とは税額同じからず山林所得を含む場合の方税金額少し。
右の場合の如く本例にては山林所得を含む時の税金額は差引三十二圓少額なり。

七〇 減損更訂請求

請求をなし得ざる所得	請求し得る所得	請求し得る場合	請求期限
(一) 非營業貸金預金の所得 山林の所得 賞與・配當	(二) 俸給給料歳費年金 恩給退隱料 商工業の所得 田畑貸地貸家の所得 庶業の所得	上記(二)の各所得の合計額が二分の一以上減損したる時(所六四條) (所一四條五號六號)	翌年一月三十一日限 (所六四條)

支拂調書	三三頁	二一	参照の事
異動調書	三四頁	二三	
信託計算書	三五頁	二四	
調書提出交付金請求	三六頁	二五	
異議申立	四八頁	三八	
罰則	五一頁	四二	

〔参照〕

第六十七條三項
 第三種ノ所得ニ付テハ所得税ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徴收ス但シ納税義務者納
 税管理人ノ申告ヲ爲サシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ所得税ヲ
 徴收スルコトヲ得

期	日	限	参照條文
第一期	其の年七月一日より三十一日限		(所得税法 第六十七條)
第二期	其の年十月一日より三十一日限		
第三期	翌年一月一日より三十一日限		
第四期	翌年三月一日より三十一日限		

備考(イ)納税義務者、納税管理人の申告をなさずして所得税法施行地外に住所又は居所を移す時は、直に納税する(所六十七條)
 (ロ)處によりては納税告知書に、右の日限より約一週間前に「郵便局又は……へ納付すべし」との事が記載せられて居るが、之れは單に徴税者側の整理の便宜上定めた事であつて税法上の日限に關係ないものである

七一 第三種所得金額の決定

決定方法		調査及質問	
一、	納税義務者の申告を必要とす	納税義務者の申告を必要とす	所二十六條
二、	所得調査委員会(以下委員会と稱す)の調査による	所得調査委員会(以下委員会と稱す)の調査による	同
三、	翌年に於ける納税義務者の調査による	翌年に於ける納税義務者の調査による	同二十七條
四、	税務署長は納税義務ありと認むる者の所得金額を調査し調査書を委員会に送付する(三)の場合も同じ	税務署長は納税義務ありと認むる者の所得金額を調査し調査書を委員会に送付する(三)の場合も同じ	同五十二條
五、	委員会の決議を不当と認むる時は七日以内の期間を定めて再調査に附す	委員会の決議を不当と認むる時は七日以内の期間を定めて再調査に附す	同二十六條
六、	申告なき時、申告あるも不相当と認むる時又所得計算其他事實の明瞭な	申告なき時、申告あるも不相当と認むる時又所得計算其他事實の明瞭な	同五十七條
七、	政府は納税義務者、支拂調書、信託計算書提出者に質問する	政府は納税義務者、支拂調書、信託計算書提出者に質問する	同五十七條
八、	委員会閉會後所得を有する者納税義務ある事を申出で又所得金額の増加ある事を申出た時は(二)(三)に不拘政府決定す	委員会閉會後所得を有する者納税義務ある事を申出で又所得金額の増加ある事を申出た時は(二)(三)に不拘政府決定す	同二十六條
九、	(五)の再調査の決議の不當なる時、又七日の期間内に調査終了せざる時は政府之を決定す	(五)の再調査の決議の不當なる時、又七日の期間内に調査終了せざる時は政府之を決定す	同五十二條
十、	五月三十一日迄に委員会成立せざる時は政府決定す	五月三十一日迄に委員会成立せざる時は政府決定す	同五十一條
十一、	(一)の申告をなせば政府之が調査及質問を行ひたる後所得金額を決定す	(一)の申告をなせば政府之が調査及質問を行ひたる後所得金額を決定す	同二十六條
十二、	(六)の場合に適當の方法にて所得額推算の上決定す	(六)の場合に適當の方法にて所得額推算の上決定す	同七十四條
十三、	税金を遁脱したる者の所得額は(三)の調査に依り政府決定す	税金を遁脱したる者の所得額は(三)の調査に依り政府決定す	同七十四條

七二 第三種所得税納税期

七三 第三種所得金額決定通知書

通知

所得金額決定すれば納稅義務者に通知がある

昭和 年分第三種所得金額及乙種資本利子金額決定通知書

氏名		所得金額				資本利子金額
内山	林	百	萬	千	百	拾
同	同	拾	萬	千	百	拾
同	同	圓				
同居家族						
計						
同						
右ノ通り決定ニ付及通知候也						
昭和 年 月 日						
〇〇稅務署長 司稅官 山田 一郎						

七四 納稅地

納稅地

一、住所地
二、居所地 (住所なき時)

〔備考〕——(イ) 住居地以外に在る者は申告して居所地を納稅地となす事が出来る
(ロ) 住所・居所なき者は納稅地を申告する事
(ハ) 右申告なき時は政府之れを指定する

所得稅法
第七十二條
參照

營業收益稅總覽

七五 稅法施行地と施行せざる地

營業收益稅法	施行地
	日本内地全部(小笠原島・伊豆七島を含む)
	施行せざる地 朝鮮、臺灣、關東州、樺太

七六 納稅義務者

法人	個人
<p>稅法施行地に本店を有する營利法人 本店を有せずして支店其他の營業場を有する營利法人(營一條)</p>	<p>稅法施行地に營業場を有する左記營業者(營一條)</p> <p>(1) 物品販賣業 (動植物其他普通に物品と稱せざるもの、販賣を含む) (2) 銀行業 (3) 無盡業 (4) 金錢貸付業 (5) 物品貸付業 (動植物其他普通に物品と稱せざるもの、貸付を含む) (6) 製造業 (瓦斯電氣の供給物品の加工修理を含む) (7) 運送業 (運送取扱を含む) (8) 倉庫業 (9) 請負業 (10) 印刷業 (11) 出版業 (12) 寫真業 (13) 貸席業 (14) 旅人宿業 (下宿を含み木賃宿を含まず) (15) 料理店業 (16) 周旋業 (17) 代理業 (18) 仲立業 (19) 問屋業</p>

七七 納稅義務なき者

個人	法人
(2) 純益四〇〇圓未満の者 (營業收益税法第九條)	(1) 非營利法人 (2) 相互保險會社(保險業法九一條) (3) 民法第三十四條規定の公益法人(所得税法十七條) (4) 産業組合 同聯合會 同中央會 (5) 産業組合中央金庫 (6) 漁業組合 同聯合會 (7) 農業倉庫業者 (8) 家畜保險組合 (9) 輸出組合 (10) 重要輸出品工業組合 同聯合會 (11) 住宅組合 (12) 海外移住組合 同聯合會

營業收益稅

法人營業收益稅

七八 總 純 益

普通の場合	解散・合併により消滅の場合
(イ) 各事業年度の總益金より總損金を控除した金額 (營三條・四條)	(ロ) 事業年度の始めより解散決議の日まで及び合併實行に至る迄の期間を夫れ夫れ一事業年度と看做し(イ)に準じて計算した金額 (純益額計算方法は普通所得計算の場合に同じ)

〔參照〕 第三條 營業收益稅ハ營業ノ純益ニ付之ヲ賦課ス

第四條 法人ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

七九 課税純益

より				總純益	
益純税課非					
益純税免		益純税課不			
d	c	b	a	左の營業純益(營七條)	
外國船舶の純益(昭和三年五月法律第六號) 植民地免稅事業の所得に相當する純益		製鐵業の純益(設備完成の年及其翌年より十五年間) (營八條・營規十條) (製鐵業獎勵法二條)	重要物産製造業の純益(開業の年及其翌年より三年間)	(イ) 政府の發行する印紙切手類の賣捌 (ロ) 度量衡の製作修覆又は販賣 (ハ) 自己の探掘し又は採取したる礦物の販賣 (ニ) 新聞紙法による出版 (ホ) 漁業又は演劇興行	
取引所(株式會社組織)の營業純益		鑛業權者の鑛業の純益(鑛業法八二條)			
額 金 た し 除 控 分 區 を					

課税營業と 不課税營業と を營業場 合		課税營業 と不課税 營業とを 營業場合	
(4)	(3)	(2)	(1)
<p>課税營業に屬する益金、損金と不課税營業に屬する益金、損金とを明かに區分計 算する。額、専屬損金、専屬損金、收入を得るに直接要したる必要經費の割合其他適切と はる、方法により區分計算する。右(1)及(2)の如く計算して不課税營業の純損益を總純益より控除して課税純益を計 算する。</p> <p>課税營業、免稅及び不課税の各營業に屬する總益金總損金を明かに區分計算する。 課税營業と免稅營業との總益金合計より免稅營業の純益を控除する。 免稅營業と免稅營業との總益金合計より免稅營業の純益を控除する。 の方法により算出したる純益より免稅營業の純益を控除する。 の方法により算出したる純益が即ち課税純益である。</p>			

- (イ) 國債の利子
- (ロ) 貯蓄債券の利子
- (ハ) 復興貯蓄債券の利子

八〇 純益より控除せざるもの

八一 非課税純益區分方法

八二 法人純益の申告

申告の場合	申告期限	申告及添附書類
平常の場合	各事業年度決算確定の日より十四日以内 (營施規十三條) (純益なき時は申告の義務なし)	一、純益金額申告書 二、地租及資本利子税控除申請書 三、課税純益計算書 四、非課税純益計算書 (所得の申告書に附記を妨げず)
合併の場合	被合併会社の合併の日迄の純益を合併の日より十四日以内(營施規十三條)	右に同じ
解散の場合	解散の日迄の純益を清算着手の日より二十日以内(營施規十三條)	右に同じ

〔備考〕——實際問題としては純益の申告は、所得の申告と同時になさるゝを以て、提出すべき書類は自ら所得申告の場合と共通或は關聯するものである。

八三 營業收益税より地租額の控除方法

區分	說	明
一、營業用土地に對し納付したる地租 二、貸付け土地に對し	納付したる地租全額控除せらる 貸付土地よりの純益に百分の三・四を乗じた金額控除せらる(營施規二條)	
(例一) 土地貸付のみを業とする場合	土地よりの利益	合計
總益金 一、〇〇〇圓	其他營業の利益 一、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
總損金 一〇〇圓	二〇〇圓	三〇〇圓
(支拂地租損金に非ず) (五〇)	—	(五〇)
純益金 九〇〇圓	八〇〇圓	一、七〇〇圓
税額(三・四%) 三〇圓六〇	二七圓二〇	五七圓八〇
實際納付税額 〇	二七圓二〇	二七圓二〇
(例二) 土地貸付業と其他營業との純益ある場合		
總益金 一、〇〇〇圓	其他營業の利益 一、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
總損金 一〇〇圓	二〇〇圓	三〇〇圓
(地租損金に非ず) (五〇)	—	(五〇)
純益金 九〇〇圓	八〇〇圓	一、七〇〇圓
税額(三・四%) 三〇圓六〇	二七圓二〇	五七圓八〇
實際納付税額 〇	二七圓二〇	二七圓二〇

<p>三、税法施行地の内外に營業場を有し税法施行地の土地に對し納付したる地租</p> <p>四、課税營業、非課税營業に共通の土地に對し納付したる地租</p>	<p>納付したる地租全額控除せらる。</p> <p>各營業の收入金額、資産價額純益金額の割合、其他適當の方法により區分控除する(營施規二條)</p>
--	--

備考——右(二)の税率百分の三・四は昭和七年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の營業收益税より適用す(舊税率百分の三・六)昭和六年四月一日勅令四十八號附則)

〔参照〕

第二條 營業收益税法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業收益税額ヨリ控除スベキ地租額又ハ資本利子税額ハ營業收益税ヲ課スヘキ營業ノ用ニ供スル土地又ハ資本ノ利子ニ付納付シタルモノニ限ル但シ貸付ケタル土地ニ對スル地租額ノ控除ハ其ノ土地ニ付生シタル純益ノ總額ニ百分ノ三・四ヲ乘シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ營業收益税ヲ課スヘキ營業ト其ノ他ノ營業トニ共通シテ使用スル土地又ハ資本ノ利子アルトキハ其ノ地租總額又ハ資本利子税總額ヲ營業收益税ヲ課スヘキ營業ニ屬スル收入金額ト其ノ他ノ營業ニ屬スル收入金額トニ按分シテ控除額ヲ計算ス但シ收入金額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ資産價額又ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

八四 營業收益税より資本利子税控除方法

區分	控除額	說明
<p>一、銀行預金利子に對するもの</p> <p>二、貸付信託利益 同</p> <p>三、公債(國債を含む)利子に對するもの</p> <p>四、社債利子 同</p> <p>五、産業債券利子 同</p> <p>(營施規三條)</p>	<p>常に 全額</p> <p>利拂期を通じて所有したる場合 全額</p> <p>利拂期中途に於て元本を取得したる場合 一部</p>	<p>納付したる資本利子税額其まゝ控除せらる(營施規二條)</p> <p>右に同じ</p> <p>總利子額を公債社債の所有期間と所有せざる期間とに按分し、其所有したる期間の利子に對する資本利子税額だけ控除せらる(營施規三條)</p> <p>(例)甲會社々債利子百圓 納付税額 二圓</p> <p>利拂期間日數自一月一日至六月卅日一八一日</p> <p>元本取得月日 五月一日此所有期間 六一日</p> <p>控除税額 = $Y100 \times \frac{61H}{181H} \times \frac{2}{100} = 67$ 圓</p>

八五 貸付信託の利益に對する資本利子税控除方法

支拂を受くべき 信託利益	受託者が運用中に 支拂ひたる税額	課 準 額 税	税		額	
			率	算出税額		
(イ) 一、〇〇〇圓	(ロ) 一〇圓	(イ×ロ)合計 一〇、〇〇〇圓	2%	二〇・二〇	(ロ)一〇圓	一〇・二〇
					控除	差引納付税額

〔参照〕 資本利子税法 第六條

資本利子税ノ税率ハ資本利子金額百分ノ二トス

信託會社ガ其ノ引受ケタル貸付信託ノ信託財産ニ付納付シタル資本利子税額ハ命令ノ定ムル所ニヨ

リ當該貸付信託ノ利益ニ對スル資本利子税額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スベキ資本利子税ハ其ノ貸付信託ノ利益ニ之ヲ加算ス

八六 控除及免税申請

〔参照〕 第四條 營業收益税法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業收益税額ヨリ地租額又ハ資本利子
税額ノ控除ヲ受ケムトスル者ハ營業收益税法第十一條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務
署ニ申請スヘシ

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ土地ノ地目別又ハ資本利子ノ種類別ニ其ノ賃貸價格又
ハ利子納付シタル税額及控除ヲ受クヘキ税額ニ關スル明細書ヲ提出スヘシ

控除の種類	申請期限	提出書類
營業收益税より地租控除	決算確定の日より十四日以内 合併の日より 清算着手の日より二十日以内 (營施規四條十三條)	土地の地目別に賃貸價格 納付税額、控除税額に關 する明細書(營施規四條)
同資本利子税控除	右に同じ	資本利子の種類別に利子 納付税額控除税額に關す る明細書(右 同)

八七 控除及免稅申請(續き)

重要物産製造業の純益免稅 (開業の年及び向三年間) (繼承者の免稅期間は右の殘存期間)(管法規十一條)	右に同じ (管法規十二條)	右同	重要物産製造業純益と他の純益との區分計算書 (管法規十二條)
製鐵業の純益免稅 (設備完成の年及び向十五年間)(繼承者の免稅期間は右の殘存期間) (製鐵業獎勵法二條六條)	右に同じ (製鐵業獎勵法施行令四條)	右同	製鐵業純益と他の純益との區分内譯書 (製鐵業獎勵法施行令四條)

〔備考〕—營業收益稅より地租額の控除に關する明細書は昭和五年分以前のものには「貸賃價格」を「地價」とす(昭和六年四月一日勅令四十八號附則)

稅額計算法

八八 端數金額取扱法

- 一、營業收益稅計算の基本たる純益
- 二、純益計算上加算する地租・資本利子稅
- 三、營業收益稅より貸付土地に付納付したる地租額控除の場合土地の純益に乗じた百分の三・四の金額
- 四、貯蓄銀行に營業收益稅の半額免除の場合
- 五、算出したる營業收益稅
- 六、營業收益稅より地租・資本利子稅控除の場合

圓位未滿	切捨てる
同	同
錢位未滿	同
同	同
同	同
納付したる稅額其儘(錢位迄計算)	

〔參照〕 國庫出納金端數計算法

第二條二項 命令ヲ以テ指定スル國稅ノ課稅標準ニシテ一圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

(第一種所得稅 第三種所得稅 營業收益稅 乙種資本利子稅 相續稅 取引稅 取引所營業稅 鑛產稅)

八九 税率及税額——計算例 法人——最低課税純益一圓

區分	金額	税率	税額
總純益	一七四、〇〇〇圓		
• 地租控除申請額	(イ) 八〇〇		
• 資本利子税控除申請額	(ロ) 二、〇〇〇		
合計	一七六、八〇〇		
非課税純益	一三、〇〇〇		
課税純益	一六三、八〇〇	百分の三・四	(ハ) 五、五六九圓二〇
實際納付税金額			二、七六九圓二〇 (ハ)より(イ)(ロ)を控除。

備考！・既に納付したる地租・資本利子税の控除申請をなさざる場合の實際納付税額は五千四百七十四圓となり、結局二千七百四圓八〇錢の不利益を招く事となる。

九〇 税率の改正

改正公布法律	舊税率	改正税率	改正税率適用期
昭和六年四月一日法律第四十七號	百分ノ三・六	百分ノ三・四 (營十條一項)	昭和七年四月一日以後に終了する事業年度分より (營附則)

〔参照〕

昭和六年四月一日法律第四十七號

營業收益税法中左ノ通改正ス

第十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

營業收益税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人 百分ノ三・四

個人 (省略)

附則

(前略)昭和七年三月三十一日以前ニ終了スル事業年度分ノ法人ノ營業收益税(中略)ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

九一 税金の免除

貯蓄銀行には營業收益税額の1/2を免除する。(貯蓄銀行法二十二條(錢位未滿切捨て))

九二 決定に對する異議申立

種別	申立の場合	書類提出先	申立期限
一、審査請求 (營十七條營施規十七條參照)	純益金額の決定に異議ある時	稅務署長經由 稅務監督局長宛	*純益金額の通知を受けたる日より二十日以内、最終日大祭祝日 起算點は翌日、最終日まで有効 日曜の時は其翌日まで有効
二、訴願 (營二十一條訴願法八條參照)	(一)の再審査に不服ある時	稅務監督局長經由 大藏大臣宛	*再審査の決定通知を受けたる日より六十日以内 (郵便を以て差出す場合はその遞送日數は期間内に算入せず) (訴願法十條)
三、行政訴訟 (營二十一條行政裁判法二十二條參照)	(一)の再審査に不服ある時	行政裁判所宛	*右と同じく六十日以内 (民法百四十條) (同百四十二條)

備考——訴願行政訴訟は必ず其の何れか一方の方法のみ選ぶ事が出来る。これ以上不服は言へぬ。
稅務署長の決裁を経ずして訴願又は行政訴訟をなす事は出来なす。

九三 營業に關する帳簿物件の検査と検査章

検査	検査章
<p>收稅官吏は營業に關する帳簿物件の検査をなす事が出来る(營二十五條) (所得税に關しては此の事なし)(次頁)(二)及(三)參照)</p> <p>收稅官吏が營業に關する帳簿物件の検査を爲すには左記書式の検査章を携帯せねばならぬ 書式(用紙厚質白紙縦二寸五分 横一寸五分)</p>	<p>第何號</p> <p>稅務署印</p> <p>何稅務署 官氏名</p> <p>(營施規二十四條) (大正十五年九月九日) (大藏省令三十五號)</p>

[參照] 第二十五條 收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ質問スルコトヲ得
第二十四條 收稅官吏營業收益税法第二十五條ノ規定ニ依リ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査スルトキハ検査章ヲ携帯スヘシ

九四 罰則(營業收益税)

種類	成立要素	罰(科料)	備考
(一)税金逋脱の罪	詐偽其他不正の行爲による税金の逋脱	逋脱税金の三倍の罰金又は科料(營二十九條)	(自首したる場合税務署長に申出の場合は罪を問はず)(營二十九條)
(二)検査妨害の罪	帳簿物件の検査妨害	百圓以下の罰金(營二十八條)	
(三)虚偽の帳簿提示の罪	虚偽の記載をなした帳簿提示	五百圓以下の罰金(營三十條)	
(四)秘密漏洩の罪	調査・審査に従事したる者正當の事由なく知得たる秘密を漏洩	五百圓以下の罰金(營三十條)	

備考——(一)及(三)に對しては一般刑法の犯罪の不成立、刑の減免、併合、共犯、酌量、輕減に關する規定を適用しない。(營三十一條)

個人營業收益税

九五 課税營業と非課税營業

課税營業	非課税營業
内地に營業場を有する物品販賣業以下十九種(十九種の營業名は「營業收益税總覽」中七六「納税義務者」の個人の部參照)	(イ)右十九種以外の營業 (例)兩替業 玉突場業 大弓場業 揚弓場業 射的場業 海水浴場業 新聞雜誌閱覽所業 休息所業 運動場業 書畫古物展覽會場業 遊覽場業 遊技場業 劇場業 寄席業 興行場業 理髮業 湯屋業 鑑定業 屠畜業 遊藝師匠 遊藝稼人 相撲 俳優 幫間 藝妓 醫師 辯護士 計理士 會計士 代書人 貸座敷
	(ロ)營業收益税法第七條の營業(次頁「不課税純益」の部參照) (ハ)重要物産製造業 (ニ)製鐵業 (次頁「免稅純益」の部參照)

九六 個人の不課税純益と免税純益

不課税純益	免税純益
<p>一、左に掲ぐる營業の純益には營業收益税を課さない</p> <p>(一) 政府の發行する印紙切手類の賣捌</p> <p>(二) 度量衡の製作修覆又は販賣</p> <p>(三) 自己の採掘し又は採取したる鑛物の販賣</p> <p>(四) 新聞紙法による出版</p> <p>(五) 營業收益税法施行地外に在る營業場に於てなす營業</p> <p>(六) 自己の收獲したる農産物、林産物、畜産物、若は水産物の販賣又は之を原料とする製造(特に營業場を設けてなす販賣、製造を除く)(以上營七條)</p> <p>二、四百圓未満の純益には同じく課税しない(營九條)</p>	<p>一、重要物産製造業の純益(開業の年及其翌年より三年間限り)(營八條)</p> <p>二、製鐵業の純益(設備完成の年及其翌年より十五年間限り)(製鐵業奨励法二條)</p>

九七 製鐵業純益免税期間の延長

免税期間十五年が昭和十年迄に滿了するものに在りては、昭和十一年迄で延長する。所得の免税に就ても同じ。

(製鐵業奨励法附則第三項)

法人個人の場合何れも同じ。

(昭和六年三月二十六日法律第三號改正)

九八 純益計算

<p>一、前年中の(營業上の)總收入金額(現金・掛を問はず)</p>	<p>前年一月一日より引續きなしたる營業者</p>	<p>必要経費控除(營六條)</p> <p>九六不課税純益(一)</p> <p>及免税純益控除</p>
<p>二、本年の豫算收入額(同右)</p>	<p>中途開業者</p>	

備考——(イ)相續したる營業は相續人が引續きなしたるものと看做す(營六條)

(ロ)資本利子税を課せらるゝ資本利子は純益に算入しない(營六條)

(ハ)營業收益税法施行地外の純益は除外する

九九 必要経費と必要経費にあらざるもの

<p>必要経費</p> <p>仕入品の原價 原料品の代價 場所物件の修繕費、借入料 場所物件又は營業に係る公課 雇人の給料、手當等 其他收入を得るに必要なもの（家事費用を除く）（管法規七條）</p>	<p>必要経費</p> <p>繰越缺損金 前年以前の掛倒金 建物器具等の見積減價 建物の増築、改良費 器具機械の新調費、改良費 商品原料品等の値下り損 盗難火災等に因る損害 營業に係るなき負債の利子 同租税、公課 營業主・家族への諸給與 家事費用 營業用土地に對し納付したる地租</p>
---	---

一〇〇 個人純益の申告

<p>申告期限</p> <p>毎年三月十五日限り（管十二條） （三月十六日以後に納税義務發生したる場合——純益金額決定前）（管法規九條）</p>	<p>添付書類</p> <p>營業種類 營業場所在地 純益金額 純益算出基礎 （管法規十四條）</p>
--	---

一〇一 營業收益税より地租額控除方法

<p>土地區分</p> <p>一、營業用土地につき納付したるもの（家事に關聯せざるもの）（現實納付したるものに限る） 二、課税營業と不課税營業とに共通して使用する土地につき納付したるもの（同右）</p>	<p>計算期間</p> <p>前年一月一日より引續きなす營業中途開業</p>	<p>控除地租額</p> <p>前年中の納付額 其年の豫算額</p>	<p>（管法規八條参照）</p> <p>地租總額を課税營業の收入金額とに分して控除額を計算す其他適當の方法により按分する</p>
---	--	--	--

一〇二 控除及免税申請

控除の種類	申請期	限	提出書類
営業収益税より地租控除	毎年三月十五日限り 三月十六日以後に納税義務発生したる場合は純益金額決定前	純益申告 と同時に	地番、地目、賃貸価格、地租額明細書(管法規九條) (昭和六年四月一日勅令四十八號改正)
重要物産製造業の純益免税	同 右(管法規十二條)	純益申告 と同時に	免税營業純益と課税營業純益との區分計算書(管法規十二條)
製鐵業の純益免税	同 右(製鐵業獎勵法施行令四條)	と同時に	右同じく區分内譯書 (製鐵業獎勵法施行令四條)

〔備考〕——*昭和五年分以前にありては、「土地番號、地目、地價、地租額明細書」提出の事
(管法規附則)
製鐵業所得及純益の免税期間十五年が昭和十年迄に滿了するものに在りては、昭和十一年まで延長する。(昭和六年三月廿六日法律第三號)(九七參照)

一〇三 税額計算法

端數金額取扱法……法人の部八八參照
税率及税額——計算例 個人——純益金額四百圓未滿課税なし(管九條)

區分	金額	税率	税額
總純益額	三、〇〇〇 _圓		
地租控除申請額(加)	(イ) 二〇		
計	三、〇二〇		
非課税純益額(減)	五〇〇		
課税純益額	二、五二〇	内千圓百分の二・二 殘額百分の二・六	(ロ) 六一・五二 _圓
實際納付税金額			四一・五二(ロよりイを控除)

一〇四 税率の改正

改正公布法律	舊税率	改正税率	新税率適用期
昭和六年四月一日法律第四十七條	百分の二・八	純益金額千圓以下なる時………百分の二・二 純益金額千圓以下の金額………百分の二・二 を超ゆる時………千圓を超ゆる金額………百分の二・六 (營十一一條項)	昭和六年分より(營附則)
〔備考〕—昭和六年分の税率に限り改正規定中百分の二・二とあるは百分の二・五百分の二・六とあるは百分の二・八とす。(營附則)			

一〇五 改正税率と舊税率による税額比較

課税純益額	改正法による税額		舊法による税額		増減比較
	%	税額	%	税額	
一、五〇〇圓	内千圓に對し百分の二・二 殘額に對し百分の二・六	一二二圓 計三五圓 一三圓	百分の二・八	四二圓	(減)七圓

一〇六 減損更訂請求

請求をなし得る場合	請求をなし得ざる場合	申請期限
中途廢業・營業不振等減損の事由を問はず決定金額の二分の一以上減損したる時 (營十九條)	純益金額決定後、營業繼續に因り減損したる時 (營十九條) (例) 甲の昭和五年中純益一萬圓 甲の昭和六年分課税標準一萬圓 昭和六年七月に乙繼續の結果甲の純益半減するも更訂せず	翌年一月三十一日限り (營十九條)

備考—(イ)計算書添付の事
 (ロ)營業繼續の場合、被繼續者・繼續者を通じて計算し純益額二分の一以上減損したる時に限り更訂する。
 (ハ)相續の場合は被相續人・相續人の損益を通算する。

一〇七 税金の猶豫

減損更訂の請求をなしたる場合、更訂處分の確定する迄、税金の徴收猶豫せらる。(營二十三條)

一〇八 異議申立

一、純益金額の決定に不服の場合	(イ) 審査請求 (ロ) 訴願 (ハ) 行政訴訟	をなし得	法人の部九二参照の事
二、純益の減損更訂處分に不服の場合	(イ) 訴願 (ロ) 行政訴訟	をなし得 (管二十一條)	

一〇九 罰則

(一) 税金逋脱の罪	法人の部九四参照の事
(二) 検査妨害の罪	
(三) 虚偽の帳簿提示の罪	
(四) 秘密漏洩の罪	

資本金子税

一一〇 税法施行地と施行せざる地

資本金子税法	施行地	日本内地(小笠原島・伊豆七島を含む)
	施行せざる地	朝鮮、臺灣、關東州、樺太

一一一 納税義務者

甲 法人	税法施行地に居住すると否とを問はず、 又内地人・外國人たるを論せず、税法施行地に於て左記の支拂を受くる者 (イ) 公債・社債の利子 (ロ) 産業債券の利子 (ハ) 銀行預金の利子 (ニ) 貸付信託の利益 (資利二條)
種 個人	

種 乙	種 甲		種別
	くを受くる	支拂於て地に施行税法	
同	(イ)公債の利子 (ロ)社債の利子 (ハ)産業債券の利子 (ニ)銀行預金の利子 (ホ)貸付信託の利益	(イ)公債の利子 (ロ)社債の利子 (ハ)産業債券の利子 (ニ)銀行預金の利子 (ホ)貸付信託の利益	課 税 利 子
第三種所得税納 税義務者の第三 種所得中	(イ)非營業貸 金の利子 (ロ)非營業預 金の利子	(イ)非營業貸 金の利子 (ロ)非營業預 金の利子	(非 課 税 利 子)
	(イ)非營業貸 金の利子 (ロ)非營業預 金の利子	(イ)非營業貸 金の利子 (ロ)非營業預 金の利子	税 率
	(イ)非營業貸 金の利子 (ロ)非營業預 金の利子	(イ)非營業貸 金の利子 (ロ)非營業預 金の利子	百分の二 (資利六條)

一一四 課税利子・非課税利子と税率

種 乙	種 甲	
	個人	法人
個人	個人	法人
第三種所得税を納めざる者	第三種所得中營業に非ざる貸金の利子 (イ)第三種所得中營業に非ざる貸金の利子 (ロ)〃	第三種所得中營業に非ざる貸金の利子 (イ)第三種所得中營業に非ざる貸金の利子 (ロ)〃
	第三種所得税を納めざる者	第三種所得中營業に非ざる貸金の利子 (イ)第三種所得中營業に非ざる貸金の利子 (ロ)〃

一一二 納税義務者 (續き)

一一三 納税義務なき者

所得税法及其他の法律により第二種所得税を課せられざる者
(資利五條)
天皇・皇族、朝鮮の王族、外國の君主、大統領、駐日外交官其他
附屬吏員等
第二種所得税の部
四五・四六参照

〔参照〕 第二條第一項 資本利子税ハ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル左ノ資本利子ニ付之ヲ賦課ス

甲種 (省略)
乙種 第三種ノ所得ニ付納税義務ヲ有スル者ノ第三種ノ所得中營業ニ非サル貸金又ハ預金ノ利子

一一五 乙種資本利子

利子の種別	計算法	申告期限	提出書類
税法施行地に於て支拂を受くる個人所得納税者の 第三種所得 (イ)貸金の利子 (ロ)預金の利子 (ハ)前年中の収入額其まゝ (ニ)資利四條	前年中の収入額其まゝ (資利四條)	毎年三月十五日限り (資利七條)	金額算出の基礎の詳細書 (所得の申告書に附記すること) (資利施規三條)

〔備考〕——一、前年中途にて辨済を受け、本年利子なくとも計算する事。
 二、前年に貸金又は預金なく本年に至つて貸金又は預金するも豫算せず。
 三、乙種資本利子は所得の決定と共に税務署長之れを決定する。
 四、被相続人の収入金額は之れを相続人の収入金額と看做す。(資利四條)
 五、必要経費を認めない

一一六 税額計算法

一、公債、社債、産業債券、の利札に對して 二、銀行預金利子、貸付信託利益に對して 三、資本利子額圓位未満の金額に對して 四、利子税額の一錢未満の端數 五、利子税額の總額が一錢未満の場合 六、公債社債銀行預金の各利子總額二錢以下の場合 七、公債の内國債の利子總額一錢以下の場合	利札一枚毎に算出する 一契約・一信託毎に算出する 課税する(國庫出納金端數計算法第二條) 切捨てる(同法第一條) 一錢に切上げる(國庫出納金端數計算法第二條) 課税なし 課税なし
---	---

〔備考〕

(1)公債(國債を除く)社債、銀行預金等の各利子には第二種所得税五%(地方債四%)資本

利子税二%合計七%(國債の場合は資本利子税二%のみ)天引き課税せらるゝ故、利子總

額二錢以下の場合には控除の結果手取り利子零となる故課税なし

(2)國債の利子の場合には利子總額一錢以下の場合のみ課税なし

一一七計算例

種別	利札又は利子額	税率	資本利子税額	備考
一、東京市電気事業公債	三五圓	二%	七〇	實際問題として は同時に第二種 所得税(五%)を 天引き課税せら れる
二、大阪製菓會社々債	二・五〇		〇五	
三、京都銀行預金(特當)	一〇		〇一(一錢に切上げ)	
四、廣島銀行預金(特當)	〇三		〇一(")	
五、門司銀行預金(特當)	〇二		〇一(課税なし)	
六、第八回五分利帝國公債	〇二		〇一(一錢に切上げ)	
七、第七十五回五分利 "	〇一		〇一(課税なし)	
八、長崎銀行預金(當座)	四八・七三		〇一(")	
九、麻布貯蓄銀行(貯蓄預金)	三〇・〇五		〇一(")	

〔備考〕 日歩一錢以下の小切手を以て引出す當座預金及貯蓄銀行の貯蓄預金の各利子には課税せられない (資本利子・第二種所得の兩税共)

一一八資本利子税の徴収と納付

種別	徴収方法	納付期日	徴収又は納付せざる場合
甲種	公債、社債、産業債券 銀行預金の利子、貸付 信託の利益を支拂ふ際 天引く	税金を徴収したる者 (利子支拂者)は翌月十 日迄に政府に納付する (資利十五條) (資利施規八條)	利子支拂者が税金を徴収せざる場合又は徴 収したる税金を納付せざる時は國税徴収の 例に依り支拂者より徴収す(資利十六條)
乙種	資本利子税の年額を二 分し二期に納付する (資利十五條)	第一期 八月一日より 三十一日限 第二期 十一月一日よ り三十日限	一、納期限を過ぎ完納せざる場合は期限を 指定し督促せらる。手数料・延滞金を徴 収せらる(國税徴収法九條・同施行規則十一 條十一條ノ二參照) 二、督促を受け尙ほ完納せざる場合は財産 を差押へらる(國税徴収法第十條參照)

一一九 過誤納税金の下戻請求

請求すべき場合	書類提出先	提出書類
甲種資本利子税に過誤納ありたる事を発見したる時	利子支拂地所轄税務署長經由 税務監督局長宛	其の事由を具したる請求書 (資利施細三條参照)
〔備考〕—非課税法人が無記名の公債又は社債を取得し又は喪失したるとき利子支拂の取扱所に 其名稱、額面金額、記號及番號を通知すべきに之を通知せざる爲め(實際問題として は利子免除請求書を提出せざる爲め)徴收された分に對しては拂戻の請求が出来ぬ (所施規六十四條)(資利施規七條)		

一二〇 資本利子税免除請求書

請求し得べき者	請求すべき場合
所得税法及其の他の法律により資本利子税を課せずと定められたる者	上記の者の公債・社債の利子を受取る時
書式—第二種所得税の部五一「第二種所得税免除請求書」の項参照	

納付したる資本利子税
同 地租 は營業收益税より控除す
一一一 控除方法—例

備考	實際納付税金額	算出税金額	課税純益金額	資本利子税控除申請額(加)	地租	總純益金額
本例は法人の場合にして個人の場合には(イ)を加算せずして計算する事。税率は自然變化し従て(ハ)及び(ニ)の金額に影響を及ぼす事となる。(ハ)の税金額を(イ)(ロ)及(ニ)に分割納付したるに過ぎざる事となる。	(ニ) 五三・七〇 (ハ)より(イ)(ロ)を控除)	(ハ) 一〇三・七〇 税率百分の三・四	三、〇五〇	(イ) 三〇〇 (ロ) 二〇〇	純益計算上損金と認めざる故加算す。控除申請を要す。控除額計算に就ては八三・八四参照	三、〇〇〇

一三三 乙種資本利子金額の決定に對する異議申立

種別	申立の場合	書類提出先	申立期限
一、審査請求 (資利十二條資利法規五條參照)	乙種資本利子金額の決定に異議ある時	稅務署長經由監督局長宛	*通知書受領後二十日以内 起算點は翌日、最終日大祭祝日日曜の時は其翌日迄で有效 請求の事由書證憑書類添付の事
二、訴願 (資利十四條訴願法八條參照)	(一)の再審査に不服ある時	稅務監督局長經由大藏大臣宛	*通知書受領後六十日以内 郵便遞送日數は右の期間内に算入せず (訴願法十條) 訴願書・下級行政廳の裁決書添付の事 (訴願法六條)
三、行政訴訟 (資利十四條行政裁判法二十二條)	(一)の再審査に不服ある時	行政裁判所宛	*右に同じ * (民法百四十條) 參照 訴狀・裁決書・證據書類添付の事 (行政裁判法二十四條二十五條)

一三三 罰則 (資本利子税)

種別	成立要因	罰 (科料)	備考
(一)資本利子税 逋脱の罪	詐偽・不正行爲による税金の逋脱	逋脱税金の三倍の罰金 又は科料 (資利十九條)	自首したる者・稅務署長に申出でたる者には税金を徵收して其の罪を問はず (同上)
(二)秘密漏洩の罪	調査・審査に従事したる者知得たる秘密を正當の事由なく漏洩	五百圓以下の罰金 (資利二十條)	

備考——(一)の犯罪には一般刑法の犯罪の不成立、刑の減免、併合、共犯、酌量、輕減の規定を適用せず (資利二十一條)

〔參照〕 第十九條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ資本利子税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

前項ノ場合ニ於テ乙種ノ資本利子ニ付資本利子税ヲ逋脱シタル者ノ資本利子金額ハ第八條第二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

印紙税

一二四 納税義務者

(二)(一) 財産権の創設、移轉、變更、消滅を證明すべき證書、帳簿
財産権に關する追認、承認を證明すべき證書 作成者

(一條)

一二五 納税方法

(二)(一) 證書帳簿に印紙を貼用して納む
印紙税額相當の現金を政府に納付して税印の押捺を受く

(六條)

一二六 證書、帳簿と印紙貼用有効期間

(二)(一) 證書は一通毎に一時限り
帳簿は一冊一年間

(四條)

一冊の帳簿を一年以上使用の場合には別帳簿を調製したるものと看做されて、更に印紙の貼用が必要となつて來る

(七條)

一二七 印紙を貼付すべき證書、帳簿

一	不動産、鐵道財團、軌道 財團又ハ船舶ノ所有權移 轉ニ關スル證書	記載金高五十 圓以下ノモノ 同百圓以下ノ モノ	三錢	十一	産業組合聯合會、重要 輸出品工業組合聯合會 又ハ輸出組合ノ發スル 出資證書	
二	消費貸借ニ關スル證書	同千圓以下ノ モノ	十錢	十二	船荷證券	
三	請負ニ關スル證書	同千圓以下ノ モノ	二十錢	十三	運送貨物引換證	
四	運送ニ關スル證書	同千圓以下ノ モノ	五十錢	十四	倉庫證券	
五	備船契約書	同千圓以下ノ モノ	一圓	十五	保險證券	
六	委任狀	同千圓以下ノ モノ	三錢	十六	債券	
七	約束手形	同千圓以下ノ モノ	二錢	十七	相互保險會社ノ發スル 基金證券	
八	爲替手形	同千圓以下ノ モノ	三錢	十八	株式申込證	
九	銀行預金證書	同千圓以下ノ モノ	三錢	十九	社債申込證	
十	産業組合又ハ産業組合聯 合會ノ發スル貯金證書	記載金高ナキ モノ	三錢	廿一	地上權、永小作權又ハ 地役權ニ關スル證書	

- 廿二 使用貸借、貸貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證書
- 廿三 信託行為ニ關スル證書
- 廿四 無盡ニ關スル證書
- 廿五 定款又ハ組合契約書
- 廿六 權利ノ變更ニ關スル證書
- 廿七 追認又ハ承認ニ關スル證書

三 錢

- 廿八 物品切手
- 廿九 受取書
- 三十 質權、抵當權ニ關スル證書
- 卅一 前各號以外ノ證書
- 卅二 預金通帳
- 卅三 前號以外ノ通帳
- 卅四 判取帳

三 錢
五 錢
五十 錢

一二八 印紙貼付の必要な證書、帳簿

- 一 官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿
- 二 官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿
- 三 國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書
- 四 慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ關シ官署又ハ公署ニ提出スル證書
- 五 小切手

- 六 産業組合ノ發スル出資證券、若クハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券
- 七 記載金高十圓未満ノ約束手形及爲替手形
- 八 貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書
(貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル)

- 九 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其記載金高十圓未満ノモノ
- 十 記載金高一圓未満ノ物品切手
- 十一 賣買仕切書
- 十二 物品又ハ有價證券ノ賣買契約證書
- 十三 送狀
- 十四 記載金高十圓未満若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書
- 十五 主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書
- 十六 手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書

- 十七 株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書
- 十八 手形ノ引受及保證
- 十九 手形又ハ證券ノ拒絶證書
- 二十 手形又ハ證券ノ複本及謄本
- 廿一 農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券
- 廿二 質札又ハ質物通帳(質屋營業者ノ發スルモノニ限ル)
- 廿三 勤務通帳
- 廿四 乘車券、乘船券又ハ各種入場券
- 廿五 一二七第一號乃至第五號及第三十一號ノ證書ニシテ記載金高十圓未満ノモノ

(五條)

一二九 證書面金額記載なき場合

證書に金高記載なきも證書面に標記したる價額の單位其他の記載事項に依り其の金高を算出することを得るものは其總金額を以て記載金高と看做す

(四條)

一三〇 證書面記載金額外國貨幣の場合

内國貨幣に換算したる金高に相當する印紙を貼用する

(八條)

一三一 印紙の消印方法

印紙を貼用するときは證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて證書又は帳簿作成者の印章又は署名を以て判明に之を消す事

(九條)

一三二 證書、帳簿の検査

印紙を貼用すへき證書、帳簿にして營業に關するものは當該官吏之を検査することがある (十條)

一三三 副 受取書と印紙の貼付

營業に關する記載金高拾圓以上の受取書ならば、「副」受取書にても印紙の貼付を要する

一三四 假 受取書と印紙の貼付

右と同じ場合の金高拾圓以上の受取書ならば「假」受取書にても印紙の貼付を要する

一三五 物品の受取書

受取書中には金銭は勿論物品の受取書をも包含するものである、若し物品の受取書に表示金額記載ある場合にして十圓以上ならば印紙貼用を要する (大正十五年(れ)一七一九號) (十二月廿三日大審院判決)

一三六 受取書に印紙貼付の要なく通帳に其の必要ある場合

醫師・辯護士・計理士等非營業者の發行に係る受取書には印紙貼付の要なきも、若し其等の發行する通帳には印紙の貼付を必要とする (大正三年(れ)二八六一號) (十二月十七日大審院判決)

一三七 集金郵便と印紙貼付

振替貯金の加入者が營業に關し債務者宛、現金受領證書を發行し集金郵便に委託したる場合金高拾圓以上ならば當該受取書に印紙の貼付を必要とす (昭和三年(れ)一八四六號) (大審院判決)

一三八 脱税犯と時效起算點

(一) 證書に就ては作成の日を以て時效の起算點となす
(二) 帳簿に就ては最後の附込の日を以てその起算點とする (大正十二年(れ)二一七號) (十三年五月四日大審院判決)

一三九 罰 則

種 類	成 立 要 素	罰 (科 料)
(一) 税金通脱の罪	(イ) 印紙を貼付せざる時 (ロ) 税印の押捺を受けざる時	證書・帳簿一箇毎に脱税高二十倍の罰金又は科料。其の二十倍の金高三圓未滿の時は三圓の科料 (十一條)
(二) 消印せざる罪	印紙の彩紋と證書の紙面とに かけて消印せざる時	證書帳簿一箇毎に二圓の科料 (十三條)
(三) 検査拒否の罪	營業に關する證書帳簿の検査 を拒みたる場合	二圓以上の科料 (十二條)

〔備考〕(一)及(二)に對しては刑法中犯罪の不成立、刑の減免、併合罪、酌量、輕減の規定を適用せず

一四〇 證書の作成者及名義人と處罰

證書帳簿作成名義人の代理人・戸主・家族・同居者・雇人が違反したる場合、處罰せらるゝは其名義人とす (十四條ノ二)

内地及特殊地域に於ける主要税法並に其の課税關係概要

内地及特殊地域に於ける主要税法並に
其の課税關係概要

一四一 第一表 内地及特殊地域に於ける主要税法關係一覽

税法	施行地	内地	朝鮮	臺灣	樺太	關東州
所得稅	第一種 第二種 第三種	小笠原島及伊豆七島を 除く (所得税法第八十四條)	朝鮮所得稅令	臺灣所得稅令	樺太所得稅令	關東州所得稅令
地 租	宅 地 其 他	北海道鹿兒島縣大島郡 沖繩縣に特別納期あり (昭和六年四月一日勅令第 四十七號) 地租法施行規則 第五條) 八丈島の地租は黄紬一 段に付金一圓七十二錢 五厘の割合に依り換算 し現金を以て翌年五月 限り納付 明治四十四年 二月二十三日法律第一號	地稅令	臺灣地租規 則	樺太市街宅地 稅規則	關東州土地增 價稅規則

備考	酒造税	營業收益税	資本利子税	印紙税	登録税	相續税
		法人	全部施行	全部施行	全部施行	全部施行
備考——右の各特殊地域欄内に——印を記入したるは該税法の施行或は之に代るべき特別税法の規定なきことを示す	小笠原島伊豆七島に於ては酒造税法第四條の(石造)は三分の一とす(明治四十二年三月二日法律第一十四號)	朝鮮營業税令	朝鮮資本利子税令	印紙税法	登録税法(一部施行)	全部施行
	酒税令			印紙税法	登録税法(一部施行)	全部施行
	臺灣酒精令			印紙税法	登録税法(一部施行)	全部施行
	樺太に於ける租税に關する件			印紙税法	登録税法(一部施行)	全部施行
	關東州酒税令			關東州裁判手数料規則		

一四二 第二表 朝鮮に施行せらるる税法の概要

地租	所得税	税法	關係法規		課税の概要
			發令及最近改正年月日並番號	名稱	
大正三年三月十六日制令第一號 昭和三年十二月第十號改正	大正九年七月三十一日制令第十號 昭和四年八月第十一號改正	朝鮮所得稅令	發令及最近改正年月日並番號	名稱	第一種(法人)所得税のみ施行せらる(第三條第二十一條) 一、普通所得 所得額に對し百分の五 二、超過所得 内地率に同じ(二九參照) 三、清算所得 所得額に對し百分の五
昭和二年三月三	地稅令	課税地目——田、沓、埜、池沼、雜種地(第一條) 稅率——土地臺帳に登録したる地價に對し千分の十七(第三條) 納稅期——十二月及翌年二月の二期(第七條)			朝鮮に營業場を有し所定の營業をなす者に課税す(第一條) 課税業目——物品販賣業以下信託業まで二十四營業(第一條)

營業收 益稅	資 本 利 子 稅	印 紙 稅
十一日制令第六 號 同四年八月第十 號改正	昭和二年三月三 十一日制令第七 號	大正八年三月二 十七日制令第六 號 同十五年二月第 四號改正
朝鮮營 業稅令	朝鮮資 本利子 稅令	印紙稅 令
非課稅營業目——(第三條) 免稅營業目——所得稅の免除を受くる製鐵事業(第十二條) 貯蓄銀行——營業稅額の二分の一(第十二條の二) 課稅標準額——(第四條) 申告期——一月三十一日限(第七條) 稅率——從前内地に於て施行せられたる營業稅と略ぼ同様 (第五條) 納稅期——五月及十一月の二期(第二十條) 施行期——昭和二年分より	課稅——朝鮮に於て支拂を受くる公債又は社債の利子(第二條) 非課稅——國債、貯蓄債券及復興貯蓄債券の利子(第四條) 稅率——支拂を受くる利子金額の百分の二(第五條) 施行期——昭和二年四月一日より	納稅義務者——證書、帳簿を作成するもの(第一條) 「印紙稅に關しては印紙稅法に依る但し……」(第一條第二項)

酒造稅	登 錄 稅
大正五年七月二 十五日制令第二 號 昭和二年三月第 九號改正	明治四十五年三 月二十二日制令 第十六號 昭和四年十二 月第十四號改正
酒稅令	朝鮮登 錄稅令
第三條 一、釀造酒(種類により一石に付三圓二十錢——三十圓) 二、酒精以外の蒸餾酒(同十二圓——三十圓) 三、酒精 四、再製酒(一石に付最高三十三圓) 納期(酒の種類により二月——翌年三月に亘り二期乃至四期に 分納(第八條)) 施行(大正八年四月一日より)(附則) 昭和二年四月一日より)	登記種類——不動産(第一條)船舶(第一條ノ二)船籍(第一條ノ 三)工場及鑛業財團(第一條ノ五)海員(第一條ノ四)鐵 道軌道(第一條ノ六)商業(第三條)鑛業權(第四條ノ三) 漁業權(第四條ノ四)其他(第四條、第四條ノ二) 稅率——内地の分と比較して大差なし

稅法	關係法	名稱	課稅の概要
所得稅	關	臺灣所得稅令	種類(第三條) 第一種(第二十五條)内地の分と同一 第二種(第二十六條)内地の分と同一 第三種(第二十七條)略内地の分と同一なるも稅率少しく低く百分の〇・五より百分の三十迄に及ぶ
地租	關	臺灣地租規則	課稅地目——田、畑、養魚地、建物敷地(第五條) 稅率——土地の等則を詮定し甲種に應じ所定の稅率による(第六條) 納期——總督之を定む(第十二條) 第一期——七月——九月 第二期——十二月——二月(施行規則第三十條)
營業稅收	關	臺灣稅規則	國稅たる營業收稅なく、只地方稅として州稅規則中に規定あるのみ(第二條の二) 物品販賣業以下飲食店業まで二十三營業 大體從前内地に施行せられたる營業稅と各府縣營業稅に準據す

稅法	關係法	名稱	課稅の概要
印紙稅	關	行政諸法臺灣施行令	第一條第四號——大正十二年一月一日より施行 附則——昭和四年四月十五日より施行
登錄稅	關	右に同じ	第一條第二號——土地の登記に關して大正十二年一月一日より施行 附則——昭和四年四月十五日より施行
酒造稅	關	臺灣酒精令	酒精一石に付酒精分一度毎に一圓八十錢の割合にて造石數に應じ酒精稅を課す(第二條) 納期——每月中の査定石數に依り翌月中に一時に納む(第六條) 猶豫——六月以内の期間を定めて徵收を猶豫することを得(第九條)

一四四 第四表 權太に施行せらるゝ稅法の概要

登録税	印紙税	營業稅收	地租
明治三十四年九月九日 昭和三十四年九月九日 昭和五十二年九月九日 第三十六號改正		昭和五年三月三日 昭應令第十七號	大正八年五月十二日 昭應令第十號 大正九年四月九日 昭正二十六號改正
關東州 關稅令	關東州 營業稅規	關東州 營業稅規	土地增稅 價稅規
同規則第五章非訟事件第三十二條乃至第三十五條に定めあり 登記の種類 不動產登記(第三十二條) 船舶登記(第三十二條の二) 工場財團登記(第三十二條の三) 鐵道抵當登記(第三十二條の四) 其他(第三十四條) 又或は社團登記(第三十三條) 商事關係登記(第三十五條) 其概して登録稅法に準據せるも稅率は稍低し	施行地域 旅順市(趙家溝、孫家溝、黃金臺を除く) 大連市に於ける民有地(第一條) 沙河河口及河東屯及老虎灘會館の内の民有地(大正八年五月十二日昭告第十六號) 土地の自然増價額に對し賦課す(第二條) 課稅種目 一、土地所有權の移轉ありるとき 二、土地所有權の移轉なきとき 三、土地所有權の移轉なきとき 四、土地所有權の移轉なきとき 課稅標準 一段に於て居る(第十四條) 課稅率 四段に分れて居る(第十四條)		

酒造稅	第一種	種別	關係法規
大正十一年四月 十五日勅令第四百九十八號 同十八年四月第九號改正 同十四年四月第九號改正	甲、普通所得 乙、超過所得 丙、清算所得		
關東州 酒稅令			
第三條 課稅種目 一、釀造酒(酒の種類により一石に付三圓—十六圓) 二、酒精(酒精以外の蒸餾酒(一石に付最低五圓)) 三、酒精(酒精以外の蒸餾酒(一石に付最低五圓)) 四、再製酒(一石に付最低十二圓) 納期 酒の種類により異なるも四月より翌年二月迄の間に二期乃至三期に分納(第八條)	所得稅法の施行に關する件(大正九年七月三十一日法律第十二號) 大正十五年法律第九號改正	朝鮮臺灣關東州樺太(以下特殊地域と稱す)に本店又は主たる事務所(以下住所と稱す)を有する法人の内地より受くる所得に就ては内地にて課稅せず(第二條) 特殊地域に住所を有する法人が特殊地域又は内地に住所を有する法人と合併し其の結果存続又は設立したる法人が内地に住所を有する時は合併により消滅したる法人の所得に就ては内地に於て課稅す(第三條)	

一四六 第六表 内地と朝鮮、臺灣、樺太及關東州とに於ける所得の課稅關係

第二種	第三種	免稅所得	備考
甲、利子又は信託の利益 乙、配當、賞與其他 乙、配當、賞與其他	所得	所得	備考——要するに一個の所得に對し朝鮮臺灣等の特殊地域と内地との双方に於て重複して課税する恐れあるを避けんとする趣旨に出でたるものなり
内地に住所する個人の所得にして臺灣又は樺太の税法により課税する時は内地より受くる所得にても内地にて課税せず (第六條)	特殊地域に住所を有する法人の内地より受くる所得に就ては内地にて課税せず(第一條) 臺灣又は樺太に住所する個人の内地より受くる所得に就ては内地に於て課税せず(第五條)(所施行規則第七十一條の二参照)	(一)外國人の臺灣又は樺太に生ずる所得に就ては内地に於て課税せず(第四條) (二)臺灣又は樺太に住所する個人の内地より受くる所得に就ては内地に於て課税せず(第五條)(所得税法施行規則第七十一條の二参照)	特殊地域に於て所得税を免除する製造業(重要物産)の所得には内地に於ても所得税を免除す(第七條)(所得税法施行規則第七十二條第七十三條参照)

區分	税目	參照條文
(一) 國稅附加稅	(イ) 特別地稅 (ロ) 家屋稅 (ハ) 營業稅 (ニ) 雜種稅 (イ) 所得稅附加稅 (ロ) 地租附加稅 (ハ) 營業收益稅附加稅 (ニ) 營業稅附加稅 (ホ) 砂鑛區稅附加稅 (ヘ) 取引所營業稅附加稅	(明治四十一年三月法律第三十七號) 地方税制限ニ關スル件第三條 (右同第一條) (右同第二條) (鑛產稅・試掘鑛區稅・採掘鑛區稅) 鑛業法第八十八條 (砂鑛區稅法第三條) (取引所稅法第二十二條)
(二) 獨立稅	(イ) 特別地稅 (ロ) 家屋稅 (ハ) 營業稅 (ニ) 雜種稅	(大正十五年三月法律第二十四號) 地方税ニ關スル件第一條

地方税總覽
一四七府縣稅

一四八市町村稅

區分	稅目	參照條文
(一) 國稅附加稅	所得稅附加稅	(市制百十七條・町村制九十七條)
	地租附加稅	(同)
	營業收益稅附加稅	(同)
	鑛業稅附加稅	(同)(鑛產稅・試掘鑛區稅・探掘鑛區稅)
	砂鑛區稅附加稅	(同)
	取引所營業稅附加稅	(同)
(二) 府縣稅附加稅	特別地稅附加稅	(同)
	家屋稅附加稅	(同)(地方稅ニ關スル件十三條)
	營業收益稅附加稅	(同)
	雜種稅附加稅	(同)(同二十一條)
(三) 獨立稅	戶數割	(地方稅ニ關スル件二十二條)
	市町村特別稅	(市制百十七條・町村制九十七條)

地方稅

一四九 所得稅附加稅(府縣稅)

納稅者	所得稅を納むる者(法人及個人共)
不課稅所得	第二種所得(地方稅制限ニ關スル件第三條五項)
課稅者	(原則)北海道・府縣(同右第三條參照) (例外)北海道・府縣(同右第三條參照) (イ)其他公共團體(市町村)……府縣費の全部又は一部の分賦を受けたる場合に限る (ロ)市町村……戸數割を賦課し難き場合(イ)の規定に拘らず課稅する事が出来る(内務・大藏兩大臣の許可を要す)
制限賦課率	一、北海道・府縣……戸數割を賦課し難き場合、本稅の百分の二十四 (イ)市町村……府縣費全部の分賦を受けたる場合、同百分の七 (ロ)市町村……府縣費一部を分賦を受けたる場合、(イ)の制限の外其の分賦金額以内の府縣費一部を分賦を受けたる場合、(イ)の制限の外其の分賦金額以内の府縣費一部を分賦を受けたる場合、(イ)の制限の外其の分賦金額の制限に達する迄課稅出来る (ハ)市町村……縣稅の制限に達する迄課稅出来る 本稅の百分の二十四

参 照 條 文	基 本 稅 額	賦 課	特 別 賦 課
明治四十一年三月三十一日法律第三十七號 地方稅制限に關する件(昭和六年四月一日法律第五十一號改正)	(イ) 法人 所得稅額より所得稅法第二十一條二項の第二種所得稅額を控除せざる金額 (地方稅制限に關する件三條四項) (ロ) 個人 納付したる所得稅額	(イ) 法人 所得稅額より所得稅法第二十一條二項の第二種所得稅額を控除せざる金額 (地方稅制限に關する件三條四項) (ロ) 個人 納付したる所得稅額	一、特別の必要ある時は前項の制限を超過して其の百分の十二迄課稅する事が出来る(内務・大藏兩大臣の許可を要す) 二、左記の場合には特に右の制限を超過して課稅する事が出来る(同じく兩大臣の許可を要す) 1、内務・大藏兩大臣の許可を受けて起したる負債の元利償還の爲費用を要する時 2、非常の災害に因り復舊工事の爲費用を要する時 3、水利の爲費用を要する時 4、傳染病豫防の爲費用を要する時 [備考] 普通制限率を超過して特別賦課を許す場合は其の賦課が制限に達したる時に限るのである

一五〇 所得稅附加稅(續き)

備 考	賦 課 基 本 稅 額	制 限 賦 課 率	課 稅 者	納 稅 者
(3) 前掲課稅者は營業收益稅を納むる者に營業收益稅附加稅の外に營業に對し課稅する事が出来ない (2)(1) ★地方稅制限に關する件二條 (昭和六年四月一日法律五十一號改正) ★昭七年度分より適用す(同上附則) △都市計畫法八條	(イ) 法人 ※營業收益稅額より營業收益稅法第十條二項の資本金子稅額の控除を爲さざるもの (地方稅制限に關する件二條二項・都市計畫法八條二項) (ロ) 個人 納付したる營業收益稅額	(イ) 北海道・府縣 (1) 普通稅 (2) 都市計畫特別稅營業收益稅割 (ロ) 北海道・府縣 (1) 普通稅 (2) 都市計畫特別稅營業收益稅割 ★本稅の百分ノ四十六半 △同 百分ノ二十二 ★同 百分ノ六十六	(イ) 北海道・府縣 (ロ) 其他公共團體(市町村) (明治四十一年三月三十一日法律三十七號) (地方稅制限に關する件第二條一項)	營業 收 益 稅 を 納 む る 者

一五一 營業收益稅附加稅(府縣稅)(市町村稅)

一五二 法人所得税及營業收益税に對する附加税率適用に就て

種 別	適用すべき税率	適用すべからざる税率	参 照 判 例
一 所得税附加税	各事業年度終了の日の属する年度の賦課率を適用す	基本金額たる本税決定の日の属する年度の賦課率を適用せず	昭和三年第三三三號行政裁判 同五年第一三號 同五年第一四號 裁判
二 營業收益税附加税			

一五三 所得稅附加税賦課標準區分局營業收益税

提出義務者	提出先	提出期限	提出書類
<p>第一種所得稅 第二種所得稅 第三種所得稅 營業收益税</p> <p>の納税者にして府縣の内 外に涉り營業所(本店・支 店・其他營業所)又は收入 を有し本税を分割して納 めざる者</p> <p>(府縣制第八條)</p>	<p>關係府 縣知事</p>	<p>所得稅金額・營業收益 稅額決定通知書受領後 (各府縣により異なる) 五日以内(東京府稅取 規則第三二條) 十日以内(福岡縣稅 規則第九條)</p>	<p>本稅額を本店其他營業 所分として區分するに 必要なる資料 届書鑲形参照</p>

(雜形) 所得稅附加税賦課標準區分局營業收益税		縣稅(府稅取締)規則第九條に依り左記の通り及御届候也	
一、營業名		一、事業年度	
自昭和五年一月三十一日		至昭和五年十二月三十一日	
營業所名稱	營業所所在地	營業總收入	營業總支出
土地建物	土地建物	土地建物	土地建物
營業用	營業用	營業用	營業用
經營費	經營費	經營費	經營費
從業者	從業者	從業者	從業者
職工	職工	職工	職工
勞役者	勞役者	勞役者	勞役者
決定額	稅額	控除額	差引納付額
決	定	額	控
稅	額	除	額
額	稅	額	差
控	除	額	引
差	引	納	付
額	稅	額	額
決	定	稅	務
稅	務	署	月
署	月	日	名
日	名	日	名

附加税計算法

一五四 端数金額取扱法

- 一、附加税計算の基本額たる所得税(第一種・第三種)営業収益税は銭位まで計算
- 二、税額の一銭未満の端数は切捨てる
- 三、税額の全額が一銭未満の場合は一銭に切り上げる

一五五 東京市内居住者に対する府税及市税賦課率例

東京市内居住者の国税一圓に対する附加税率(昭和六年度)

所得税附加税	普通府税	東京府税		普通市税	東京市税		合計
		都市計畫特別税	計		都市計畫特別税	計	
●一〇六	●一〇六	●二二〇	●一〇六	●二二〇	●二二〇	●二二〇	●三一六
●三七〇	●二二〇	●五九〇	●七六〇	●七六〇	●七六〇	●七六〇	一・三五〇

一五六 附加税計算例

備考	営業収益税		所得税		区分	納付本税額	附加税算出基本税額	附加税	
	法人	個人	法人	個人				府	市
府税の内特別とあるは都市計畫特別税営業収益税割の事なり	三〇〇圓(ニ)	五〇圓(ハ)	一、〇〇〇圓(ロ)	一〇〇圓(イ)	府			●一〇六	
	三五〇圓	五〇圓(ハ)	一、三〇〇圓	一〇〇圓(イ)	府	●一三九・五〇	●七七・〇〇	●二二〇	●二二〇
	(ニ)に本税納付の際控除したる資本利子税額加算	(ハ)其の儘	(ロ)に本税納付の際控除したる第二種所得税額加算	(イ)其の儘	府	●一八・五〇	●一一・〇〇	●二二〇	●二二〇
	37%	22%	10.6%	21%	市	●二七三・〇〇	●二七三・〇〇	●二二〇	●二二〇
	●一二九・五〇	●一八・五〇	●一三九・五〇	●一〇・六〇	合計	●四七二・五〇	●四七二・五〇	●三一六	●三一六

營業 稅 (府縣稅)
一五七 納 稅 義 務 者

- 一、營業收益稅の賦課を受けざる左記營業者(大正十五年三月二十七日法律第二十四號地方稅ニ關スル件第十四條十五條・營業收益稅法二條參照)
- 1、物品販賣業(動植物其他普通ニ物品ト稱セサルモノ、販賣ヲ含ム)
 - 2、銀行業
 - 3、無盡業
 - 4、金錢貸付業
 - 5、物品貸付業(動植物其他普通物品ト稱セサルモノ、貸付ヲ含ム)
 - 6、製造業(瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム)
 - 7、運送業(運送取扱ヲ含ム)
 - 8、倉庫業
 - 9、請負業
 - 10、印刷業
 - 11、出版業
 - 12、寫眞業
 - 13、席貸業
 - 14、旅人宿業(下宿ヲ含ミ木賃宿ヲ含マス)
 - 15、料理店業
 - 16、周旋業
 - 17、代理業
 - 18、仲立業
 - 19、問屋業
- 二、營業收益稅を賦課せざる左記營業者(前掲地方稅ニ關スル件十四條十五條・大正十五年十一月十七日勅令第三百三十九號地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件十二條)
- 1、運河業
 - 2、棧橋業
 - 3、船舶碇繫場業
 - 4、貨物陸揚業
 - 5、兩替業
 - 6、湯屋業
 - 7、理髮業
 - 8、寄席業
 - 9、遊技場業
 - 10、遊覽所業
 - 11、藝妓置屋業

一五八 納 稅 義 務 な き 者

専ら行商又は露店營業をなす者(大正十五年十一月二十七日大藏内務省令地方稅ニ關スル法律施行規則第三條二項)

一五九 不 課 稅 營 業 ・ 不 課 稅 純 益

- 一、左記營業の純益には營業稅を課せず(前掲施行規則第三條一項・營業收益稅法七條)
- 1、政府の發行する印紙切手類の賣捌
 - 2、度量衡の製作、修覆又は販賣
 - 3、自己の採掘し又は採取したる鑛物の販賣
 - 4、新聞紙法に依る出版
 - 5、營業收益稅法施行地外にある營業場に於て爲す營業
 - 6、個人の自己の收獲したる農産物、林産物、畜産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く
- 二、公益上其他の事由に因り課稅を不適當とする營業には營業稅を課せず(其の範圍は府縣に於て定む)
(地方稅ニ關スル件第十七條 地方稅ニ關スル法律施行規則第三條三項)

一六〇 課 税 標 準

内務大臣及び大蔵大臣之を定む(地方税ニ關スル件第十八條 地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第十四條)

一、純益 又は
二、收入金額(賣上、請負、報價の各金額の類を含む)資本金額、營業用建物の賃貸價
格 又は
三、從業者の數 或は
四、定額 を標準として賦課す 或は
を以て賦課す 賦課方法 内務大臣兩 大臣の許可
(大藏内務省令地方税ニ關スル法律施行規則第二條)

一六一 賦 課 額

納稅義務者一五七に掲げたる(一)物品販賣業以下十九種の營業に對し個人營業收益稅額の最低額未滿(地方税ニ關スル件第十八條 地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第十三條)

一六二 市が營業税を賦課する場合

府縣費の全部の分賦を受けたる市は納稅義務者の部に掲げたる(一)及(二)の營業者に營業税を賦課する事が出来る(地方税ニ關スル件第十六條)(府縣費の分賦とは市町村の住民に府縣税を賦課する代りに一定金額を市町村財政より支出し、各住民に對して市町村にて之が相當額を賦課する事なり)

一六三 營業税の賦課方法

納稅義務の發生及消滅・營業承繼		課 税 の 時 期	課 税 割 合
(一) 一年税又は期税たる營業税の賦課期日後義務發生の場合	義務發生の翌月より	月 割	
(二) 同 義務消滅の場合	義務消滅の月まで		
(三) 三月税たる營業税の賦課期日後其月十五日迄に義務發生の場合		全 額	
(四) 同 十六日以後義務發生の場合		半 額	
(五) 同 十五日迄に義務消滅の場合			
(六) 一の府縣に於て納稅義務消滅し他の府縣に於て義務發生の場合	納稅義務發生したる府縣は納稅義務消滅したる府縣に於て賦課したる部分に課税する事は出来ない		
(七) 營業税賦課後營業の承繼ありたる場合	前營業者の納税を以て後の營業者の納税と看做す		

(大正十五年十一月十七日勅令第三三九號地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件十五條參照)

一六四 營業稅賦課率 (府縣稅)
物品販賣業以下各種の營業に對する府稅營業稅賦課率は夫れ／＼異なるを以て其の繁を避け、茲には省略せり

營業稅附加稅 (市町村稅)

一六五 賦 課 率

舊 稅 率	本稅の百分の八十以内
改正稅率	本稅の百分の九十以内 (地方稅ニ關スル件十八條 地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件十六條一項)
改正公布勅令	昭和六年四月一日勅令第四十九號
制限超過課稅の場合	特別の必要ある時縣府知事の許可を受け右の制限を超過して課稅する事が出来る (前掲勅令第三三九號十六條二項)
賦 課 率	昭和六年度東京市市稅賦課率 本稅の百分ノ百三十五
例	府稅營業稅附加稅 本稅の百分ノ百三十五 普通市稅 百分ノ百十九 都市計畫特別稅 百分ノ十六

家 屋 稅 (府縣稅)

一六六 納 稅 義 務 者

家屋の所有者 (大正十五年三月法律第二十四號地方稅ニ關スル件九條)

一六七 家屋の範圍

住家、倉庫、工場、其他各種の建物 (大正十五年十一月勅令第三三九號 地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件第一條)

一六八 課稅せざる事を得る家屋

- (一) 一時の使用に供する家屋 (前掲法律二十四號)
- (二) 賃貸價格一定額以下の家屋 (第十一條)
- (三) 公益上其他の事由に依り課稅に不適當とする家屋

一六九 課稅せざる事を得る家屋の範圍

各府縣に於て之を定める

(大正十五年十一月大藏内務省令 地方稅ニ關スル法律施行規則第一條)

一七〇 課税標準

家屋の賃貸価格の年額 (大正十五年三月法律第二十四號)
地方税ニ關スル件第九條)

一七一 賃貸価格の算定方法

(一) 貸主が公課修繕費其他家屋の維持に必要な経費を負擔する條件にて、家屋を賃貸する場合に於て賦課期日の現狀に依り貸主の收得すべき金額の年額を以て算定

(大正十五年十一月勅令第三三九號
地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第二條一項)

(二) 賦課期日後家屋建築せられたる場合

(三) 賦課期日後賦課せざる家屋・賦課する事を得ざる家屋が賦課し得べきものとなりたる場合

(一)に依りて算定したる類似の家屋の賃貸価格に比率して算定する(同二條二項)

一七二 賃貸価格の決定

(一) 調査

家屋調査委員の調査による(地方税制限ニ關スル件十條・十三條參照)

(二) 決定

北海道廳長官・府縣知事決定する(同十條)

一七三 家屋税の賦課方法

區 分	課税の時期	課税割合
(一) 一七二(二)の場合 賦課期日後建築の場合	工事竣成の翌月より	月 割
(二) 一七二(三)の場合 同不課税家屋が課税家屋となれる場合	其の翌月より	月 割
(三) 賦課期日後家屋滅失の場合	其の月まで	月 割
(四) 同效用を失ひたる場合	(申請を要す)	月 割
(五) 賦課せざる家屋又は賦課する事を得ざる家屋となりたる場合		

[參照]大正十五年十一月勅令第三三九號地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第三條

一七四 賦課額を變更せざる場合

賦課後 (イ) 家屋滅失
(ロ) 效用を失ひ
(ハ) 賦課せざる家屋
となるも賦課額を變更しない (同第三條四項)

一七五 家屋税賦課率

内務大臣及大蔵大臣の許可を受け、各府縣之を定む
(大正十五年十一月十七日勅令第三三九號)
(地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第八條)
(昭和六年四月一日勅令四十九號改正)

賦課率	本税	附加税
昭和六年度東京府税(市部)賦課率 賃賃價格 一圓に付 金四厘五毛	同上府税(郡部)賦課率 金一錢五厘一毛	昭和六年度東京市税賦課率 本 税 一圓に付 三圓九錢 別に區に屬する市税(税額各區により異なる)を課せらる
		普通市税……………一圓九十三錢 都市計畫特別税……………十六錢

一七六 市が家屋税を賦課する場合

賦課する場合	課税標準	納税義務者	賦課せざるを得る家屋	賦課率
府縣費の全部の分賦を受けたる時	賃賃價格	家屋所有者	一、一時の使用に供する家屋 二、賃賃價格一定額以下の家屋 三、公益上其他の事由に因り課税を不適當とする家屋	内務大臣及大蔵大臣の許可を受けて各府縣之を定める <small>(前掲勅令三三九號第九條)</small>
				<small>(同上)</small>

(大正十五年三月法律二四號)
(地方税ニ關スル件第十二條)

一七七 賦課に對する異議申立

種別	申立の場合	書類提出先	申立期限
(一) 異議申立	(イ) 府縣税 (ロ) 市税 (ハ) 町村税 賦課に違法・錯誤ありと認むる時	(イ) 府縣知事 (ロ) 市長 (ハ) 町村長	徵税令書の交付を受けたる日より三箇月以内 <small>(府縣制百十五條一項)</small> <small>(市制百三十條一項)</small> <small>(町村制百十條一項)</small>
(二) 訴訟	(一) (イ) の決定に不服ある時 (三) の裁決に不服ある時	行政裁判所	通知書受領後六十日以内
(三) 訴訟願	(一) (ロ) 及 (ハ) の決定に不服ある時	府縣參事會 <small>(市制百三十條三項)</small> <small>(町村制百十條三項)</small>	右に同じ

補遺

一七八 營業收益稅納期

法人	隨時——各事業年度毎に納付する (營業收益稅法二十二條)
個人	第一期 八月一日より三十一日限 第二期 十一月一日より三十日限 (同 右)

一七九 所得稅金の徵收猶豫

個人所得に付減損更訂請求をなしたる場合、更訂處分の確定するまで稅金の徵收猶豫せらる
(一〇七參照)

(所得稅法七十條)

一八〇 合名會社社員の退社と出資金

合名會社の社員除名せられ持分の拂戻を受けず退社するも資本金額を構成する出資金額は減少す
(所得金額並に營業純益に影響を及ぼす) (一二參照)(昭和四年五四五號行政裁判所判決)

一八一 老幼者控除年齢早見表

所得計算年度	十八歳未満の者	六十歳以上の者
昭和六年	大正二年三月三日以後出生の者	明治四年三月二日以前出生の者
同 七年	同 三年	同 五年
同 八年	同 四年	同 六年
同 九年	同 五年	同 七年
同 十年	同 六年	同 八年
同 十一年	同 七年	同 九年
同 十二年	同 八年	同 十年

(參照) 年齢計算ニ關スル件 (明治三十五年十二月二日法律第五十號)
年齢ハ出生ノ日ヨリ起算ス

民法第四百三十三條ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス